

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
保険業法(平成7年法律第105号)	法
保険業法の一部を改正する法律(令和7年法律第54号)	改正法
保険業法施行令(平成7年政令第425号)	令
保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)	規則
認可特定保険業者等に関する命令(平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)	命令
金融サービス仲業者等に関する内閣府令(令和3年内閣府令第35号)	金サ令
保険会社向けの総合的な監督指針	監督指針
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	個人情報保護法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)	独禁法
特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店	特定大規模乗合保険募集人

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 特定大規模乗合保険募集人又は兼業特定保険募集人に関する措置等		
(1) 保険会社等に対する体制整備義務の強化等		
○ 保険会社等における委託方針の策定・管理責任者の設置(規則第53条の13、規則第53条の13の2、規則第160条関係)		
1	・第53条の13 生命保険会社(損害保険会社)が特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に保険募集を行わせるときに定める当該特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)への委託方針については、公表が求められているものではないと理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。	御理解のとおりです。
2	・第53条の13第2項 委託方針については、保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店等への委託に際して定める指針であり、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集」を確保するためのものであることから、必ずしも公表が求められるものではないという理解でよいか。	
3	・第53条の13第2項 特定大規模乗合損害保険代理店等への委託に関する方針は必ずしも委託先ごとに作成が求められるものではなく、例えば特定大規模乗合損害保険代理店等を販売チャネルごとに区分する等、適切な区分ごとに包括的なものを作成すれば足りるという理解でよいか。	規則第53条の13各項目に規定する委託方針は、委託先毎に定めることが求められます(内容が同一の場合にまとめることは可)。委託方針は、生命保険会社又は損害保険会社における委託の方針を定めるものであり、保険会社及び保険代理店の権利義務関係等を定める保険代理店委託契約とは性質が異なるものです。そのため、同条において、当該委託方針について、保険会社が特定大規模乗合保険募集人との間で協議・合意することや当該代理店に開示することは義務付けられていませんが、委託方針のうち、必要又は適切と考えられるものについては、生命保険会社又は損害保険会社が、委託先である特定大規模乗合保険募集人に対してその内容を伝えることも考えられます。また、このような委託方針の性質から、特定大規模乗合保険募集人に対して委託方針の内容が直接適用される訳ではありませんが、特定大規模乗合保険募集人は、委託方針等に基づく所属保険会社等による指導等も踏まえつつ、適切に業務を行う必要があると考えます。
4	規則第53条の13(委託方針の策定) ・委託方針はその策定の目的(「当該特定大規模乗合生命保険募集人による保険募集の事業の規模を背景とする当該生命保険会社に対する影響力により当該生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう」)から個々の特定大規模乗合生命保険募集人ごとに策定されるものと思われるが、この理解で良いか。 ・委託方針は当該特定大規模乗合生命保険募集人に策定後速やかに開示され、両者間で既に締結されている保険代理店委託契約書に規定されていない追加的な内容を含む方針であるときには両者間での協議、合意が必要との認識で良いか。あるいは、委託方針がどのようなものであれ、当該特定大規模乗合生命保険募集人は単に当該委託方針を受け入れるという対応しか選択肢がないのか、金融庁の見解をご教示いただきたい。 ・特定大規模乗合生命保険募集人は2以上の所属保険会社の委託方針に従う必要が生じるが、所属保険会社間で異なる内容の方針が策定される可能性があることを貴庁では想定されているか。 ・以上については第53条の13第2項においても同一と考えて良いか。	
5	・第53条の13第2項 既に委託関係にある代理店が特定大規模乗合損害保険代理店に該当することになった場合に、保険会社は当該代理店への委託に関して方針を定める必要があるが、それに伴い必ずしも締結済の委託契約を見直す必要はないという理解でよいか。	委託方針の策定に伴い、締結済みの委託契約の変更は必須ではありませんが、締結済みの委託契約に委託方針と整合しない条項が含まれる場合等には、締結済みの委託契約を変更する必要があると考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則53条の13の「手数料、報酬その他の対価」の解釈にも、平成27年5月27日パブリックコメント 134から138まで、151及び158の考え方が該当するという理解でよろしいかお伺いしたい。</li> <li>規則53条の13第1項第2項で「保険募集の事業の規模を背景とする」として「背景とする」という語を用いたのは、当該特定大規模乗合生命保険募集人等が事業規模や取引の継続の有無等を示されることの有無にかかわらず、「背景」として影響力が認められ得る場合を想定して、「方針」を立てなければならない、というご趣旨か。</li> </ul>	<p>1点目について、当該パブリックコメントにおいては「手数料、報酬その他の対価」の考え方以外についても回答しており、御質問の対象が必ずしも明らかではありませんが、「手数料、報酬その他の対価」の考え方については、御理解のとおりです。</p> <p>2点目については、規則第53条の13各項は、自社に大きな収益をもたらす大規模な乗合代理店に対して保険会社の営業上の配慮が働きやすく、問題が生じやすい状況にあることが明らかになったことから、そのような大規模な乗合代理店の保険募集の事業の規模を背景とする保険会社への影響力により保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう委託方針の策定を義務付けるものです。具体的には、同条第1項は、生命保険会社が特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときには委託方針の作成を義務付けたもの、同条第2項は、損害保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせるときには委託方針の作成を義務付けたものであり、当該方針の策定にあたっては、このような趣旨を踏まえる必要があるものの、必ずしも『背景』として影響力が認められ得る場合を想定した具体的内容を委託方針に盛り込むことまでを義務付けるものではありません。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則 53条の13の2の「法令等」は「法令又は法令に基づく行政官庁の処分」とされているが、例えば、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)③に記載の生命保険についての自己契約・特定契約の規制は「法令」に含まれるのか。法令に含まれないのであれば、記載を追記するか、解釈の余地を残すために、単に「法令等」とのみ規定するとはよいのではないかと(罰則の対象ではないので、明確性を緩めるという考え方はあるか)。</li> </ul>	<p>規則第53条の13の2の「法令等」には、監督指針自体は含まれません。また、対象の明確化という観点から「法令等」については修正不要と考えます。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の13の2第2項 一つの特定大規模乗合損害保険代理店に対して、複数の管理責任者を設置することは認められるという理解でよいのか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。なお、一つの特定大規模乗合損害保険代理店に対して、複数の管理責任者を設置する場合、管理責任者間の役割分担を明確にすることが、望ましいと考えられます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の13の2第2項 特定大規模乗合損害保険代理店における法その他保険募集に係る法令等の遵守状況を検証するための保険会社の責任者(管理責任者)は、特定大規模乗合損害保険代理店の属性や規模に応じて複数の特定大規模乗合損害保険代理店にかかる責任者を兼務することは妨げられないという理解でよいのか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の13の2第2項 管理責任者の業務内容・業務量・役割については、すべての対象代理店に画一的に定まるものではなく、委託内容、代申・非代申の別、当該対象代理店における取扱い契約量、法令等遵守状況、代理店監査結果等の実態に応じて、個々の対象代理店ごとに判断されるべきものという理解でよいのか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の13の2第2項 損害保険会社が、当該損害保険会社に所属する損害保険代理店から、当該代理店が特定大規模乗合生命保険募集人に該当した旨の通知を受領したとしても、当該代理店から特定大規模乗合損害保険代理店に該当した旨の通知を受領しない限りにおいて、当該損害保険会社は管理責任者を設置する義務を負わないという理解でよいのか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の13、第53条の13の2 保険会社が保険代理店への販売支援の観点から代理・代行(法98条1項1号、規則51条1号、2号)の届出を行う場合、当該業務に係る手数料は事業報告書上の手数料に含まれず、「特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)」の判定要素とならないと理解しております。もともと、他の保険会社等から「保険募集の業務」を受託した結果、保険会社が特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当する場合、販売支援の観点から代理・代行を行っている委託者において、委託者に委託する業務(保険募集を除く。)に対する委託方針の策定や管理責任者の設置を行う必要はないものと認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>規則第215条の3又は第227条の16に規定する「手数料、報酬その他の対価の額」に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、保険募集に関して特定大規模乗合保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭(加入推奨に係る金銭の收受があればそれを含む)をいいます。</p> <p>また、保険募集を行う者の教育や管理等、規則第51条第1号に規定する事務の代行を受託した保険会社が特定大規模乗合保険募集人と判定された場合であっても、当該事務の代行を委託した保険会社において、委託方針の策定や管理責任者の設置を行う必要はありません(当該事務の代行を委託した保険会社が、当該事務を受託した保険会社に保険募集を行わせる場合を除く。)</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>・第53条の13、第53条の13の2            保険会社が保険募集の再委託を行う場合、当該業務に係る手数料は事業報告書上の手数料に含まれるため、「特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)」の判定要素となると理解しております。委託者は再委託者に対して保険募集の業務を委託しているものの、実際の募集業務を行うのは再委託者から保険募集の業務の再委託を受けた代理店(再受託者)であることを踏まえ、再委託者が特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当した場合であっても、委託者は、再委託者に委託する業務に関する委託方針の策定や管理責任者の設置を行う必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>他方で、再受託者が特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当した場合には、委託者及び再委託者の双方が再受託者に委託(再委託)する保険募集の業務に関する委託方針の策定や管理責任者の設置を行う必要があると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>いずれも御理解のとおりです。なお、御意見の例において、再委託者である保険会社が、再委託に加え、委託者である保険会社から受託した保険募集を自ら行う場合(行うことができる場合を含む。)には、再委託者である保険会社自身も、委託者である保険会社から受託した保険募集を行う又は行うことができることから、再委託者である保険会社が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合には、委託者である保険会社は再委託者である保険会社に関しても、法令に基づき、委託方針の策定や管理責任者の設置を行う必要があります。また、規則第53条の13各項目に規定する委託方針の策定及び第53条の13の2各項目に規定する管理責任者の設置は、生命保険会社が特定大規模乗合生命保険募集人に関して、損害保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店に関して行うべき措置であることから、例えば、委託者が生命保険会社、再委託者が損害保険会社、再受託者が特定大規模乗合生命保険募集人である場合には、再委託者である損害保険会社が再受託者である特定大規模乗合生命保険募集人に関して委託方針の策定及び管理責任者を設置することは法令上求められていません(再受託者が特定大規模乗合損害保険代理店にも該当する場合は除く。)。ただし、このような場合でも再委託者である損害保険会社は再受託者である特定大規模乗合生命保険募集人を適切に管理する必要があります。</p>
14	<p>・規則53条の13、53条の13の2について、少額短期保険業者の方が、保険会社に比べて相対的に保険会社の力が弱く、大規模代理店に劣位になりやすいのだから、保険契約者等の保護のためには、方針策定や管理責任者を置くべきという考え方にならないか。商品がシンプルで低額といった少短業者の特徴は、大規模代理店の交渉力優位による少短業者への不当な影響、損失からの間接的な保険契約者等の保護といったコンセプトと関係がないのではないか。もし、現在、立法事実がない(被害がない)という整理だとしても、保険会社についてのみ規制を課したら、悪質大規模代理店が少短業者に流れていくことは考えられないのか。イコールフットINGの観点からも問題と考える。</p>	<p>規則第53条の13、第53条の13の2は、今般の保険金不正請求事案が損害保険会社と損害保険代理店において生じたものであること等を考慮して保険会社に措置を講じることを求めることとしたものです。</p>
<p>○ 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置(規則第53条の14、規則第53条の14の2、規則第133条の4、規則第133条の5、規則第210条の6の6、規則第210条の6の7関係)</p>		
15	<p>・第53条の14の2第1項            兼業特定保険募集人が行う取引に関して、顧客の利益が不当に害されることのないよう、損害保険会社に求められている措置(体制の整備、方針の策定・公表)は、兼業特定保険募集人に限らない措置として既に講じられている措置であっても当該措置が法令上の要件を充足している場合は、本改正により必ずしも新たに追加措置を講じることが求められるものではないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
16	<p>・第53条の14の2            顧客の利益の保護のための体制整備の対象となる兼業特定保険募集人とは、代理店内(同一法人)において「対象業務」を営む場合が対象であり、グループ内の別法人で「対象業務」を行う場合は対象外になる理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。ただし、特定保険募集人と同一グループの別法人で規則第53条の14の3に定める業務が行われている場合も、顧客の利益が不当に害されないよう、損害保険会社において、当該グループに関して適切な措置を講じるなど、十分に配慮することが望ましいと考えます。</p>
17	<p>・第53条の14の2第1項、第227条の20第1項            「保険関連業務に係る顧客の利益」の意味について確認したい。ここでいう「顧客」は、自動車修理業務の対象となる自動車に関する保険契約者や被保険者等に限らず、損害保険会社や対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客が広く含まれるという理解でよいか。対象保険募集人が不正・過大な自動車修理を行った場合に、自動車保険の収支悪化により保険料が値上がりすると、保険料を負担している契約者全体の利益を損なうことになる。このような保険契約者全体の利益が含まれることを確認したい。</p>	<p>御理解のとおり、規則第53条の14の2第1項及び第227条の20第1項にいう「顧客」には、自動車の修理業務の対象となる自動車に関する保険契約者や被保険者等に限らず、損害保険会社や対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客が広く含まれます。</p>
18	<p>・第53条の14の2第1項            第1号および第2号で求められる体制の整備や、第3号および第5号ハで求められる方針の策定・公表については、個々の対象保険募集人との取引に応じた内容ではなく、すべての対象保険募集人との取引に共通する一般的な内容とすることも許容されるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
19	<p>・第53条の14の2第1項            第1号で規定されている「措置を講ずべき業務」について、例えば以下の業務はこれに該当しない理解でよいか。            1. 当該損害保険会社が対象保険募集人に自動車保険の募集を委託していない場合において、当該対象保険募集人が行う自動車の修理業務            2. 当該損害保険会社が引き受ける自動車保険を使用せずに行う自動車の修理業務</p>	<p>1については、当該対象保険募集人が行う自動車の修理業務の対価に(その所属保険会社等である)当該損害保険会社から支払われる保険金が充てられる場合には、規則第53条の14の2第1項第1号に規定する「対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務(中略)のうち、当該業務に関して当該損害保険会社が(中略)措置を講ずべき業務」に該当すると考えられます。            2については、当該損害保険会社が引き受ける自動車保険を使用しない以上、当該対象保険募集人が行う自動車の修理業務の対価に(その所属保険会社等である)当該損害保険会社から支払われる保険金が充てられることはないと考えられるため、同号に規定する「対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務(中略)のうち、当該業務に関して当該損害保険会社が(中略)措置を講ずべき業務」に該当しないと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
20	<p>・第53条の14の2第1項第1号 「措置を講ずべき業務を特定」に関して、自動車の修理業務に関する業務において、該当する業務の例と該当しない業務の例をお示しいただきたい。</p>	<p>同号における「措置を講ずべき業務」については、個別具体的に判断すべきものと考えますが、兼業特定保険募集人が行う自動車の修理業務及びこれに付随する業務のうち、当該損害保険会社に対する、自動車の修理に係る保険金の支払の請求に関する業務については、基本的に当該損害保険会社が「措置を講ずべき業務」に該当すると考えられます。</p>
21	<p>・第53条の14の2第1項第1号 「措置を講ずべき業務を特定するための体制の整備」に関して、「業務」とは、第1項柱書を踏まえ「顧客の利益が不当に害されるおそれのある業務」という観点で業務を特定するものとの理解でよいか。 また、「措置を講ずべき業務を特定するための体制の整備」とは、必ずしも特定するための専門の部署を立ち上げることが企図されているわけではなく、保険会社が代理店に行う監査等を通じて、当該代理店に措置を講ずべき業務を行っているか行っていないかを確認することが求められているという理解でよいか。</p>	<p>いずれも御理解のとおりです。</p>
22	<p>・規則53条の14の2第1項第1号で、所定の措置を講ずべき業務を特定するための体制について、どのように特定すべきかは、各保険会社の合理的な判断にゆだねられているという解釈となるか。</p>	<p>「措置を講ずべき業務」の特定方法については、一義的には損害保険会社の判断に委ねられますが、顧客の利益が不当に害されることのないよう適切に判断すべきものと考えます。</p>
23	<p>・第53条の14の2第1項第2号 「対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門」とは、当該対象保険募集人を担当する営業部門のことを指しているという理解でよいか。</p>	<p>取引の実態等を踏まえ個別具体的に判断すべきものですが、「対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門」には、例えば、当該対象保険募集人を担当する当該保険会社の営業部門が含まれます。</p>
24	<p>・第53条の14の2第1項第2号 「部門を適切に分離する方法」は例示であり、それ以外の方法でも、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するためのものであれば許容されるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
25	<p>・第53条の14の2第1項第2号 有事の自然災害時においては、営業部門の社員が応援要員として保険金支払業務に関与し、自身が担当する代理店・顧客の事故対応を行うケースがあり得るが、最終的な支払権限は保険金支払部門に置かれ、適切な牽制・承認体制の下で運用される限り、営業部門が有事の際に保険金支払業務に関与すること自体を否定する趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
26	<p>・第53条の14の2第1項第4号イ 「対象業務を特定するための措置に係る記録」とは、保険募集人の兼業業務を特定するまでの経緯やどのような意思決定がされたのかを記録すればよいという理解でよいか。</p>	<p>当該損害保険会社において、どのような措置が講じられているかにもよりますが、例えば、御指摘のような記録も含まれます。</p>
27	<p>・第53条の14の2第1項第5号の口に規定する「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法」を開始した後、当該対象保険募集人が講ずる措置の改善状況を保険会社が評価・判断し、改善が認められる場合には、当該措置を解消して差し支えないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
28	<p>・第53条の14の2第1項第5号口 「措置の適切性に疑義が生じた場合」とは、どのような事象、場面、レベルを想定しているか。</p>	<p>個別具体的に判断されるべきものですが、例えば、当該代理店において、保険金不正請求が疑われる事案が発生した場合や保険募集の業務以外の業務に係る苦情に対して適切に対応していないと疑われる場合等が考えられます。</p>
29	<p>・第53条の14の2第1項第5号口 例えば、苦情・相談件数の増加や不正・不適切請求疑義事案の発生などが確認された結果として、当該措置の適切性に疑念が生じる場合が想定されるが、疑義の有無に係る判断は保険会社に委ねられるという理解でよいか。</p>	<p>疑義の有無の判断は一義的には保険会社に委ねられますが、顧客の利益が不当に害されることのないよう疑義の有無について適切に判断すべきものと考えます。</p>
30	<p>・第53条の14の2第1項第5号口 「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法」は例示であり、それ以外の方法でも、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するためのものであれば許容されるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
31	<p>・第53条の14の2第1項第5号口 疑義の内容・重大性や発生拠点・地域の実情（保険会社の要員・体制等）を踏まえて、個別事案ごとに実施する方法の内容に差を設けることも認められるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
32	<p>・第53条の14の2第1項第5号口 「措置の適切性に疑義が生じ」る前に、「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法」がとられている場合もあるが、既に十分な対応が取られている場合は、既存の方法を継続することも含めて、個別事案ごとに保険会社が判断することが認められるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則53条の14の2で、第1項第5号について一定の場合の「体制整備の期限」を「三月」としたロジック又は立法事実をご教示いただきたい。</li> <li>規則53条の14の2第1項第5号口で、対象保険募集人が講ずる措置の適切性に疑義を生じるかどうかは、対象保険募集人の説明内容や対応によることも大きいことから、各保険会社の合理的な判断にゆだねられている（保険会社に「体制」が備えられているということが大事）という解釈となるか。</li> <li>同号口の「通常よりも厳格に行う方法」も、相対的な話であり、どの程度厳格に行うかは各保険会社の合理的な判断にゆだねられているという解釈になるか</li> </ul>	<p>1点目について、各損害保険会社において体制整備に要する見込み期間等を考慮したものです。</p> <p>2点目について、いずれについても、一義的には保険会社に委ねられますが、顧客の利益が不当に害されることのないよう適切に判断すべきものと考えます。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の14の2第1項第5号ハおよびニの措置については、猶予期間が設けられてないが、イおよびロに係る措置を前提としており、波及的に猶予期間が定まるものであると考えられる。そのため、ハおよびニの措置を先行して行う必要はないという理解でよいか。</li> </ul>	<p>第5号ニに定める「記録の保存」については、御理解のとおりです。同号ハに定める「措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表」については、全ての特定大規模乗合損害保険代理店である兼業特定保険募集人に関する一般的な内容が含まれますので、第3号に定める「措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表」と同様、猶予期間の対象外となります。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の14の2第1項第5号</li> <li>同号イ及びロの措置が講じられた後においては、第1項柱書に規定されている猶予期間を経過する前であっても、「記録の保存」が求められるという理解でよいか。</li> </ul>	御理解のとおりです。
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則53条の14の2第1項第3号、第5号ハの「適切な方法による公表」とは、新聞広告や官報公告は含まれるか。「公表」は「おもてむきにすること。世間に発表すること。」（広辞苑）とあり、発表が「継続」していることまで文言上は求められていない。公衆縦覧のような記載にする必要はないか。</li> <li>店頭に掲示することも「公表」といえるかも確認したい。</li> <li>規則53条の14の2第1項第4号、第5号ニの「記録の保存」について、電磁的記録（書面をスキャンしたものを含む。）による保存が含まれるか。外部の倉庫業者における文書の「保存」や、クラウド業者による電磁的記録の保存も含まれるか。特段、「損害保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」への保存といった限定は、そうした文言がないことから、付されていないという理解でよいか。</li> <li>規則53条の14の2第1項第5号イ・ニについて、「状況を監視」は、「監視」という語が、悪いことをすることが前提の文言で、違和感がある（広辞苑では、監視は「（悪事が起こらないように）見張ること。」とされている）。規則に、今まで「監視」という用語はなく、保険会社と代理店の対等関係を害する可能性がある。「継続的に把握するための」といった記載ではだめなのか。</li> </ul>	<p>1点目については、顧客にとってわかりやすい形となっているかという観点で公表方法が適切である限り、その方法についてはホームページにおける公表等だけでなく、店頭に掲示することも認められると考えます。</p> <p>2点目については、「記録の保存」は紙による保存だけでなく、電磁的記録による保存も認められます。保存の方法については、記録が適切に保存されている限り、自社内での保存に限られず、外部業者に保存を委託することも認められます。</p> <p>3点目については、ご指摘のような修正は不要であると考えます。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則53条の14の2で、対象を「保険関連業務に係る顧客」として、「保険会社が行うことができる業務」（規則53条の13）の顧客全般に広げることについて立法事実があるのか。自動車修理業務と、保険金を支払う場合のような明らかな利益相反が想定できるのか（そもそも、今回対象を立法事実として自動車修理業務に限っているのだから、同程度の立法事実の確実性が必要となる理屈だと思う）。単に類似の利益相反規制の規則53条の13で保険関連業務と規定されていることに引きずられているのではないか。また、もし「保険関連業務」とするのであれば、規則53条の14の2第1項第2号では「保険金の支払」に限定せず、「保険関連業務に係る保険会社の支払」と広げる必要はないのか（規則53条の14の2第1項各号と、「保険関連業務」とが範囲が整合していないのではないか）。</li> </ul>	<p>規則第53条の14の2第1項において「保険関連業務に係る顧客（中略）の利益が不当に害されることのないよう」としているのは、法第100条の2の2第1項において「保険関連業務（中略）に係る顧客（中略）の利益が不当に害されることのないよう」と定められていることに伴うものです。また、規則第53条の14の2第1項第2号の「保険金の支払に関する業務を行う部門」については、ご指摘のような修正は不要と考えます。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則160条で規則53条の14、53条の14の2を準用・読み替えせずに、規則133条の4、133条の5を設けなければならない理由について、技術的理由があるとは思いますが、教えていただけないでしょうか。</li> </ul>	<p>規則第133条の4及び第133条の5は法第193条の2第1項を根拠としており、規則第53条の14及び第53条の14の2とは異なる根拠規定が存在するためです。</p>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則133条の5だけ、規則160条による規則53条の14の2の準用の形をとらなかった理由を教えてください。</li> </ul>	
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則210条の6の7で保険持株会社が十分な体制を構築している場合には、保険会社は経営管理契約等を通じて当該体制の実効性を確保することをもって規則53条の14の2の体制整備といえるかどうかを確認させていただきたい（二重の措置までは不要というコンセプトと理解している）</li> </ul>	<p>損害保険会社が保険持株会社の子会社である場合は、損害保険会社は規則第53条の14の2を、保険持株会社は規則第210条の6の7を、それぞれ遵守する必要があります。</p>
○ 保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれのある業務（規則第53条の14の3関係）		
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の14の3</li> <li>自動車の修理業務における「自動車」には四輪に加え、二輪も含まれるという理解でよいか。</li> </ul>	御理解のとおりです。
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53条の14の3</li> <li>自動車の修理業務を主たる事業として営んでいなくても、自動車の修理業務を一部でも行っている場合には、規制の対象となる理解でよいか。</li> </ul>	御理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
43	・ 第53条の14の3 「自動車の修理業務」について、保険金の支払い対象とならない、故障や損傷のない自動車の洗浄・給油・装飾・改造を行う業務や、専ら故障や損傷の有無を検査する業務は含まれないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
44	・ 第53条の14の3 「これに付随する業務」は、自動車の修理業務に付随する見積りや損害保険会社とのやり取り等の業務を指し、自動車の修理業務と前後または並行して行う自動車販売業務、レンタカー業務、レッカー業務等は含まないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
45	・ 規則53条の14の3で、「自動車の修理業務」をしていなくても、「付随業務」をしていれば該当するのをご教示いただきたい。	「これに付随する業務」については、自動車の修理業務を行っている場合であって、かつ、これに付随する業務を行っている場合を対象とするものです。ただし、特定大規模乗合損害保険代理店が行う自動車の修理業務及びこれに付随する業務のうち、自動車の修理業務を他の修理工場に委託する場合において、委託の結果として、当該特定大規模乗合損害保険代理店自身においては「これに付随する業務」のみを行うこととなったときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店は自動車の修理業務及びこれに付随する業務を行っていると考えます。
46	・ 規則案 53条の14の3について、保険募集をする者と、修理等を行う者が兼ねる場合は、自動車修理業に限られないと思われる。どのような実態調査をしたうえで、立法事実がないと認めるに至ったのかをご教示いただきたい。	今般の保険金不正請求事案が自動車の修理業務を行う保険代理店において生じたものであること等を考慮したものです。
(2) 特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化等		
○ 特定大規模乗合保険募集人の要件（規則第215条の3、規則第227条の16関係）		
47	・ 第215条の3、第227条の16 第215条の3と第227条の16といずれの要件も満たす保険募集人は、特定大規模乗合生命保険募集人と特定大規模乗合損害保険代理店の双方に該当するという理解でよいか。その場合、特定大規模乗合生命保険募集人に求められる体制整備と特定大規模乗合損害保険代理店に求められる体制整備のいずれも求められると考えられるが、重複する内容はまとめて実施することも認められるという理解でよいか。	いずれも御理解のとおりです。
48	・ 第215条の3、第227条の16 第215条の3各項及び第227条の16各項いずれにも該当した場合には特定大規模乗合生命保険募集人、特定大規模乗合損害保険代理店のいずれにも該当することとなるという理解でよろしいでしょうか。その場合、重複する体制整備の内容はまとめて実施することが認められるという理解でよろしいでしょうか。	
49	・ 第215条の3、第227条の16 当該生命保険募集人(当該損害保険代理店)が損害保険代理店(生命保険募集人)であるものの、所属損害保険会社(所属生命保険会社)が1社である場合は、第215条の3第2項第2号(第227条の16第2項第2号)の要件を満たした場合に「特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)」に該当するものの、第215条の3第2項第2号(第227条の16第2項第2号)の「口」に掲げる額は「ゼロ」となるため、実質的には判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等(所属損害保険会社等)から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が第1項に規定する額以上である場合に当該要件を満たすことになると理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。	御理解のとおりです。
50	・ 第227条の16第2項第2号 当該損害保険代理店が生命保険募集人である場合であって、二以上の所属生命保険会社等が存在しないときは、第2号イに掲げる額が20億円以上であることが特定大規模乗合損害保険代理店の要件となるという理解でよいか。	
51	・ 第215条の3、227条の16 他の保険会社等から委託を受けて保険募集を行う保険会社等が第215条の3または第227条の16の要件を満たす場合は、特定大規模乗合生命保険募集人または特定大規模乗合損害保険代理店に該当するという理解でよいか。	御理解のとおりです。
52	・ 第227条の16 特定大規模乗合損害保険代理店の適用は事業年度単位という理解でよいか。また、改正保険業法の施行と同時に特定大規模乗合損害保険代理店となる場合における最初の対象事業年度は、当該代理店ごとに、改正法施行日の属する事業年度の末日までとなる理解でよいか。	基本的に御理解のとおりです。なお、No. 53の回答もご参照ください。
53	・ 第227条の16第2項第2号 所属損害保険会社等が1社のみとなった場合には、その時点で特定大規模乗合損害保険代理店の適用が終了するという理解でよいか。	所属損害保険会社等が1社のみとなった場合には、その時点で特定大規模乗合損害保険代理店に該当しないことと考えます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
54	<p>・ 令40条柱書かつ書き及び規則案215条の3の定める要件に該当し、規則案215条の4に該当する措置を講じるべき義務が生じるのはいつからか。</p> <p>措置を講じていなかったら、即日、法282条3項を満たさなくなり、法282条2項違反となる(法令違反)となる、ということ为前提に、基準を超えそうな場合には、前もって措置を講じる必要があるということか(法282条2項違反については、刑罰や過料の対象とはなっていないという理解でよい)。</p> <p>なお、監督指針Ⅱ-4-2-2(1)④の記載は把握しているが、措置を講じるべき義務のタイミングを知りたいものである。</p>	<p>規則第215条の4第1項各号に定める各措置については、特定大規模乗合生命保険募集人に該当してから(同条第1項各号又は第2項において別段の定めをしている場合にはそのときから)、措置を講じる必要があります。同条第1項に定める措置を講じていない場合には、令第40条に定める場合に該当しないこととなります。この場合、監督指針Ⅱ-4-2-2(1)④に従い、速やかに適正化措置を講じる必要があると考えられます。法第282条第2項に違反すること自体に罰則等が課されていない点については、御理解のとおりです。</p>
55	<p>(別紙1) 保険業法施行規則の一部改正(案)(新旧対照表)</p> <p>・ 第227条の16</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1(1)④ウ.では「保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができる」とされ、いわゆる別個登録代理店についての取扱いが規定されている。</p> <p>この別個登録代理店において、登録店ごとに専属・乗合が分かれている場合は、法人単位(本店と別個登録している代理店を合算)で所属保険会社数および手数料等の総額を判定するという理解でよい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、御意見にある監督指針の規定(Ⅲ-2-1(1)④ウ.)については、今日的な意義等に照らし、今後廃止する予定です。</p>
56	<p>・ 第227条の16</p> <p>特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店の要件として、2以上の所属保険会社等から收受した手数料等の額が規定されているが、この「所属保険会社等」の考え方について確認したい。</p> <p>保険会社Aが自身の商品の販売に加え、保険募集に関する業務の代理や事務の代行の認可を取得し、保険会社Bの商品を販売することがある。</p> <p>保険業法上、「所属保険会社等」とは、保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社又は少額短期保険業者をいう(法2条第24項)とされており、また保険募集とは、保険契約の締結の代理又は媒介(法2条第26項)とされていることから、上述のように、保険会社Aが本人として自身の商品を販売している場合、保険会社Aが保険会社Aの所属保険会社等にならないという理解でよい。</p> <p>また、保険会社Aが、保険会社A及び保険会社Bの商品のみを販売する場合は、保険会社Aの所属保険会社はBのみという理解でよい。</p>	<p>保険会社が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合において、自社(御質問の例における保険会社A)は、その所属損害保険会社等又は所属生命保険会社等の数に含まれません。</p> <p>そのため、保険会社Aが、保険会社A及び保険会社Bの商品のみを販売する場合は、保険会社Aの所属保険会社等はBのみとなります。</p>
57	<p>・ 第215条の3、第227条の16</p> <p>第215条の3第2項第1号に定める「所属生命保険会社等から法294条の3第1項に規定する保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬、その他の対価の額」は、規則第236条の2第1号口に定める「所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額」と同じ内容を定めていると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>同様に、第227条の16第2項第1号に定める「所属損害保険会社等から法294条の3第1項に規定する保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬、その他の対価の額」は、規則第236条の2第2号口に定める「所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額」と同じ内容を定めていると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
58	<p>・ 第227条の16</p> <p>第227条の16で規定する「保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価」とは、第236条の2で定める「手数料、報酬その他の対価」と同じ考え方で、保険募集に関して特定大規模乗合損害保険代理店が保険会社から收受している全ての金銭(加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む)という理解でよい。</p>	
59	<p>第236条の2第1号から同条第3号</p> <p>本年6月1日施行予定の法第294条の4(特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する措置)柱書において規定されている「特定大規模乗合損害保険代理店」の手数料、報酬その他の対価の額に係る要件では、「保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額」とされている。一方、「規模が大きい特定保険募集人」の同要件を定める本条文案では「保険募集の業務に関して」との記載が置かれてない。二者において、手数料、報酬その他の対価の額に係る要件について、「保険募集の業務に関して」の有無に違いがあるが、当該記載の有無に関わらず同義(同じ要件)との理解で良いか。なお、二者の要件に実質的な違いがある場合は、その内容をお示しいただきたい。</p>	<p>規則第236条の2において規定する「手数料、報酬その他の対価の額」並びに法第294条の4及び規則第227条の16第1項第1号において規定する「保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額」は、いずれも、保険募集に関して保険会社等から收受している全ての金銭(加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む)をいうものです。</p>
60	<p>・ 第227条の16</p> <p>「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対象となる、という理解でよい。</p>	<p>ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払った額は控除の対象にはなりません。</p>
61	<p>・ 第227条の16</p> <p>「手数料・報酬その他の対価の額」には消費税は含まれないという理解でよい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
62	<p>《特定大規模乗合損害保険代理店》</p> <p>特定大規模乗合損害保険代理店で、生保も取り扱いがあるが共同募集であり、代理店手数料も生保のみでは特定大規模乗合生命保険募集人の基準には該当しない場合、特定大規模乗合生命保険募集人としては「対象外」という理解で良いか確認したい。ご教示ください。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定大規模乗合生命保険募集人の該当性については、規則第215条の3に定める要件に該当するかどうかで判断されます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則案 215条の3第3項が適用される場面はどのような場面か。当該事業年度で判定されるのに、翌事業年度、翌々事業年度についての規定を置く趣旨が分かりかねている。</li> </ul>	<p>規則第215条の3第1項及び同条第2項に該当し、特定大規模乗合生命保険募集人となった生命保険募集人について、その翌二事業年度に限っては、同条第2項に該当しない場合であっても、同条第3項に該当する場合には、同条第2項に該当するものとみなす規定です。</p>
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則案215条の3は、なぜ、第2項では損保兼営の場合には損保の手数料も加えた総額ベースで判断するのに、同条第1項ではその旨の規定を置かないのか。規模の大きな特定保険募集人についての規則236条の2柱書の「毎事業年度末において」の様な文言を設けないのか(混乱を避けるためには、無理やりどこでも規則215条の3第1項等において「事業年度末」といった文言を潜り込ませるか、少なくとも監督指針に記載すべきではないか)。</li> </ul>	<p>御意見のような修正は不要と考えます。</p>
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の16第2項 特定大規模乗合損害保険代理店の要件として手数料等の額のみをその要件とした理由を確認したい。</li> </ul>	<p>保険代理店としての主たる売上である、保険募集の業務に関してその所属保険会社等から受け取る手数料等の収入額が、保険代理店としての活動の程度を表していると考えられることから、これを定量的基準として用いることが適切であると考えられるためです。</p>
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則215条の3、227条の16において「20億円」「10億円」と定めた立法事実として、どのような調査事実を考慮されているのか(監督上の資源の問題からの監督対象代理店数の目安もあると思われる)、お伺いしたい。</li> <li>規則215条の3、227条の16について、当該事業年度及び前事業年度の手数料等の収受額が原則20億円以上(規則215条の3)といった要件を満たす場合には、「特定大規模乗合生命保険募集人」(規則53条の13参照)として、法294条の4の「特定大規模損害保険代理店」と同様の体制整備(規則215条の4)が求められることになった、という理解でよいか。</li> <li>そもそも、「法律レベル」では法294条の4で「特定大規模損害保険代理店」についてしか規定していないのに、規則レベルで「特定大規模乗合生命保険募集人」を設けることは立法府を軽視しておりおかしいのであって、規則215条の3、規則215条の4、規則53条の13等は削除すべきである。</li> <li>規則215条の3、227条の16で、手数料等の額について「保険募集の業務に関して受領」で限定するのであれば、規則236条の2の規模の大きな特定保険募集人についても平仄を合わせて「保険募集の業務に関して受領」という限定を付すべきではないか。</li> <li>規則215条の3・227条の16の各第3項で、なぜ、過去、判定事業年度で一定の基準を満たしていたとしても、その基準を満たさなくなった後も、規模の大きな特定保険募集人である場合には規制を課すのか、それを正当化する趣旨・理由についてご教示いただきたい。</li> </ul>	<p>1点目については、今般の保険金不正請求事案が生じた損害保険代理店の規模等も考慮しつつ、保険会社による営業上の配慮が働きやすい保険代理店を特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店と定義し、上乗せの体制整備義務等を課す趣旨で、これらの要件を定めたものです。</p> <p>2点目については、特定大規模乗合生命保険募集人に該当する生命保険募集人に対して、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する損害保険代理店に相当する体制整備義務等を課すものです。なお、規則第215条の3及び第215条の4は法第282条第3項及び令第40条を根拠とするものです。</p> <p>3点目については、御意見のような修正は不要と考えます。</p> <p>4点目については、特定大規模乗合保険募集人に該当する代理店に対しては、上乗せの体制整備義務等を課すこととしていますが、特定大規模乗合保険募集人の該当性は事業年度ごとに判断するという性質上、事業年度ごとに、特定大規模乗合保険募集人に該当・非該当を繰り返す募集人も想定されます。このような場合にも一定期間の体制整備義務等を課すことにより、当該体制整備義務等の実効性を確保する趣旨で、一定規模以上の募集人については、規則第215条の3第3項又は第227条の16第3項により、規則第215条の3第2項又は第227条の16第2項の要件に該当しなくなった場合にも、引き続きこれらの要件に該当するものとみなすこととしています。</p>
○ 法令等遵守責任者及び統括責任者の設置(規則第215条の4第1項第1号、同項第2号、規則第227条の17、規則第227条の18関係)		
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>第215条の4第1項1号、第227条の17 保険募集の業務を行わない営業所または事務所には法令等遵守責任者は設置する必要はないという理解でよいか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
68	<p>(該当箇所) 第215条の4 (意見内容) 保険募集行為について、統括責任者については、保険募集に現に従事していないことが要件となっているが、法令等遵守責任者の要件にはなっていない。法令等遵守責任者が保険募集行為を行うことは禁止されていないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。ただし、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。</p>
69	<p>統括責任者は規則案227条の18第1項第3号ハの「保険募集に現に従事していないこと」との要件が規定されているところ、法令等遵守責任者にはそのような要件が規定されていないから、法令等遵守責任者は「保険募集に現に従事」していてもよいという理解でよろしいか。もしそうであると、法令等遵守責任者の保険募集人等に対するチェック機能や牽制効果が十分に発揮されないのではないかとと思われるので確認させていただく。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
70	<p>・第215条の4第1項第1号ニただし書き  「法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。」とありますが、例えば複数の営業所のコンプライアンス等の管理を担う支社組織があるケースで、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合においては、当該複数の営業所の法令等遵守責任者を当該支社組織の役職員が兼務することは可能と考えております。この場合、支社組織の役職員が具体的にどの営業所の法令等遵守責任者を兼務しているかを内規等により明らかにしておく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、上記兼務が認められるケースとして、例えば、日証協の「協会の内部管理責任者等に関する規則」にて、「協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所(本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。)について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。」としているところ、この細則に定める営業単位(「当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位又は別表に掲げるこれらに準ずる単位」)の考え方に基づき、当該規則及び細則の適用を受ける保険代理店において、複数の営業所及びそれらの管理を担う支社組織を一つの営業単位としている場合に、当該支社組織の役職員が当該複数の営業所の法令等遵守責任者を兼ねる場合が挙げられるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1段落については、御理解のとおりです。</p> <p>2段落については、御指摘のケースを一概に否定するものではありませんが、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがないか」という観点から、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断する必要があると考えられます。</p>
71	<p>第二百十五條の四 特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置  第二百二十七條の十七 特定大規模乗合損害保険代理店における法令等遵守責任者の設置  監督指針(案)  II-4-2-15-3 特定大規模乗合保険募集人の保険募集に係る法令等遵守責任者等</p> <p>1. 法令等遵守責任者の設置(兼務)について  法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、原則として、他の営業所又は他の事務所の法令等遵守責任者でないこととされています。例外として、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の営業所又は他の事務所の法令等遵守責任者との兼務が可能とされています。兼務に関しては、監督指針(案)の中で、法令等遵守責任者が担当する営業所等の数や規模、当該営業所等における契約件数、当該営業所等に所属する保険募集人の数、営業所等間の地理的近接性等の要素を勘案する必要がある旨が例示されています。</p> <p>地理的近接性を考慮する際に、速やかに対応を要する可能性があることを想定し、公共交通機関を用いて移動する際に1時間程度で移動可能な範囲であれば兼務が可能と考えて差し支えないでしょうか。</p>	<p>兼務に係る「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」については、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断すべきものであるところ、御意見の例を一概に否定するものではありませんが、個別の事例にかかるご照会には回答を差し控えます。</p>
72	<p>【法令等遵守責任者が複数拠点を兼務する場合の判断基準について】  特定大規模乗合代理店において、法令等遵守責任者が複数の営業所・事務所を兼務することについて、「その業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合に限り認められる」とされていますが、実務上の判断基準について、より具体的な考え方を示していただきたいと考えています。</p> <p>当社のように多数の拠点(例:80~90 拠点規模)を有する代理店においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等遵守責任者がどの程度、日常的に実務へ関与することが求められるのか</li> <li>・兼務が可能な拠点数や募集人の人数について、一定の目安や考え方があるのか</li> <li>・拠点数のみならず、地理的条件や組織体制を踏まえた判断となるのか</li> </ul> <p>といった点が、制度運用上の重要な判断材料になると考えています。</p> <p>形式的な配置に陥ることなく、実効性のある体制整備を進める観点から、法令等遵守責任者に求められる具体的な役割や、兼務可否の判断における着眼点について、可能な範囲で考え方を整理・例示していただくと、現場での制度設計に資するものと考えます。</p>	<p>規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者は、法令に定めるとおり保険募集の業務を行う営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するために必要な助言又は指導を行うことをその業務内容とする者です。この業務内容として、当該営業所又は事務所の役員又は使用人から保険募集の業務に関する相談を受け付けて回答することや保険募集の業務に関する研修を実施すること等が考えられますが、必ずしもこれに限られるものではありません。</p> <p>また、兼務に係る「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」については、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断すべきものですので、本回答において着眼点を示すことは差し控えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
73	<p>法令等遵守責任者 ・役割・業務内容・設置の範囲等(管理スパンの目安)について具体的な考えを教えてください。</p> <p>統括責任者 ・統括責任者は地理的に離れていたとしても営業部門から切り離れた人材であることが好ましいとの考えか。 (当社は営業部門と管理部門が地理的に離れている)</p>	<p>規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者は、法令に定めるとおり保険募集の業務を行う営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するために必要な助言又は指導を行うことをその業務内容とする者です。この業務内容として、当該営業所又は事務所の役員又は使用人から保険募集の業務に関する相談を受け付けて回答することや保険募集の業務に関する研修を実施すること等が考えられますが、必ずしもこれらに限られるものではありません。「設置の範囲等(管理スパンの目安)」については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんので、回答を差し控えます。</p> <p>規則第215条の4第1項第2号及び規則第227条の18に規定する統括責任者については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、営業部門からの独立性を確保することが必要と考えます。</p>
74	<p>・第227条の17 法令等遵守責任者は、事務所または営業所ごとに設置する必要があると理解しているが、組織のどの範囲を一つの「事務所または営業所」とするかは、特定大規模乗合損害保険代理店の合理的な判断・裁量に委ねられているという理解でよいか。</p> <p>例えば、支店の傘下により小さな単位の組織として支社を設置している特定大規模乗合損害保険代理店において、法令等遵守責任者を支店・支社のいずれの単位で設置すべきかは、一律に定まるものではなく、監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1)(注)に記載の要素も参考しつつ、法令等遵守責任者としての役割や職責を十分に果たすことが可能と考えられる組織の単位で設置すればよいという理解でよいか。</p> <p>また、隣接する2つのビルに同じ組織が分かれているケースなどの場合、組織のどの範囲を一つの営業所や事務所として取扱うかは、特定大規模乗合損害保険代理店において判断することが認められるという理解でよいか。</p>	<p>一つの「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」(法第294条の4第1号)にあたるかは、個別具体的に判断すべきものではあるものの、主として場所的観念によって決定されるべきものであり、原則として、同一の場所にあるものは一つの「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」とし、場所的に分散しているものは別の「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」とすべきものと考えます。もっとも、オフィス等が場所的に分散している場合であっても、場所的・組織的関連性等を勘案して、当該分散したオフィス等の一部だけでは一つの「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」と言える程度の独立性がない場合については、当該分散したオフィス等を一体のものとして一つの「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」と取り扱うことは可能と考えられます。</p>
75	<p>・第227条の17, 18 監督指針Ⅲ-2-1(1)④ウ.では「保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする」とされ、いわゆる別個登録代理店についての取扱いが規定されている。</p> <p>この別個登録代理店における、法令等遵守責任者や統括責任者の設置単位について確認したい。</p> <p>法令等遵守責任者については、別個登録代理店が複数の営業所や事務所を有する場合は、その営業所や事務所ごとに法令等遵守責任者を配置するという理解でよいか。</p> <p>また、統括責任者については、必ずしも別個登録代理店ごとに1名の統括責任者の設置が求められているわけではなく、統括責任者として法令上求められる役割を適切に実施することが出来る範囲で、個々の代理店が設置単位を判断する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり、当該法人の中に別個登録代理店がある場合、別個登録代理店の営業所又は事務所を含め、「保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに」(法第294条の4第1号)法令等遵守責任者の設置が求められます。</p> <p>法令等遵守責任者を指揮するという統括責任者の業務内容に鑑みれば、統括責任者は、当該法人の本店又は主たる事務所に1名設置すべきものと考えます。</p> <p>また、統括責任者が業務を的確に遂行するために、必要に応じ、統括責任者が行う業務を補助する者又は部署を設置することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、御意見にある監督指針の規定(Ⅲ-2-1(1)④ウ.)については、今日的な意義等に照らし、今後廃止する予定です。</p>
76	<p>小規模な拠点や近接する拠点間では、業務に支障がない範囲で兼務を柔軟に認めてほしい。全ての拠点に専任者を置くのは、人材確保の観点から現実的ではない。</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定大規模乗合保険募集人に設置が義務付けられる法令等遵守責任者については「保険募集の業務を行う営業所又は事務所」ごとに設置が義務付けられています。法令等遵守責任者については、原則として、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないことが求められますが、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合に限っては、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者を兼務することが認められています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
77	<p>・法令等遵守責任者・統括責任者の配置と要件：自動車販売業のように多拠点展開を行う事業態にとって、人員配置の硬直化は経営の大きな負担になると考えます。</p> <p>設置基準の柔軟化と兼務の許容：営業所ごとの配置を原則としつつ、小規模拠点が隣接する場合の「近隣2,3カ所の兼務」や「エリア単位での設置」等複数拠点兼務は「一定の要件を満たす場合は可」とありますが、「一定の要件」の内容をご教示いただきたく存じます。また、責任者が直接募集行為を兼ねる際の許容範囲も明確化をご検討いただきたく存じます。</p> <p>・統括責任者の「独立性」の再定義：「現に保険業務に従事していないこと」という要件は、実務に精通した人材の登用を妨げます。営業目標やインセンティブから分離されていれば、実務経験者でも登用可能とする現実的な緩和をご検討いただきたく存じます。</p> <p>・教育支援と猶予期間：損保大学等の資格取得は現場負担が大きく、取得期限のアローアンス(猶予)期間の設定や、テキスト以外のeラーニング等の学習ツールの提供があると大変助かります。</p>	<p>法令等遵守責任者・統括責任者の配置と要件について、規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者の兼務に係る「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」については、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責を十分に果たすことができるかに照らして、個別具体的に判断すべきものですので、本回答において着眼点を示すことは差し控えます。また、法令等遵守責任者が保険募集を行うことは法令上禁じられていませんが、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。</p> <p>統括責任者の「独立性」の再定義については、規則第215条の4第1項第2号及び規則第227条の18に規定する統括責任者は「保険募集に現に従事していないこと」が要件となっていることから、過去に保険募集経験がある者が統括責任者となることは可能です。</p> <p>教育支援と猶予期間について、当該資格試験や研修は当庁が実施するものではありませんのでその内容に関する回答は差し控えます。</p>
78	<p>法定遵守責任者についてお伺い致します。</p> <p>有資格として試験制度を有する旨の記載について、代理店ごとに取り扱う保険商品が異なる実態を踏まえると、当該資格制度がどのような範囲を対象としているのか、明確化をお願い申し上げます。</p> <p>代理店が取り扱う商品に応じて必要とされる資格が異なるものと解すべきなのか、あるいは募集人全般に共通する基礎的な知識を担保する趣旨の制度と理解して差し支えないのか、お教え頂きたい。</p>	<p>規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者については、法令上、「有資格として試験制度を有する」旨の記載はありません。なお、「法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること」が求められており、当該能力を有するかを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を定めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の合否によること、有効な選択肢として考えられます。</p>
79	<p>法令遵守責任者についてお伺い致します</p> <p>有資格として試験制度を有する旨の記載について、代理店ごとに取り扱う保険商品が異なる実態を踏まえると、当該資格制度がどのような範囲を対象としているのか、明確化をお願い申し上げます。代理店が取り扱う商品に応じて必要とされる資格が異なるものと解すべきなのか、あるいは募集人全般に共通する基礎的な知識を担保する趣旨の制度と理解して差し支えないのか、お教え頂きたい。</p>	<p>法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の合否によること、有効な選択肢として考えられます。</p>
80	<p>1.統括責任者について</p> <p>統括責任者の設置において、職務上、保険募集に従事しているものや法令等遵守責任者でないことが求められる点については、理解できます。ただし、統括責任者の部署(部門)について、保険会社に確認を求めたところ、保険会社ごとに設置部署に関する解釈が異なるため、一定の解釈について具体的に教示いただきたい。</p> <p>例えば、営業部門の中に統括責任者を要する部署(業務品質部門)があることは問題にあたるのでしょうか？あくまでも管理部門(営業と一線を画す部門)にないと問題に該当するのか？具体的にお示しいただきたい。</p> <p>2.法令等遵守責任者の選定について</p> <p>法令等遵守責任者の選定について、法令等を遵守して保険募集業務を実施するために必要な助言または指導を行うことができるように、法令や保険契約に関する知識を有する人材とありますが、それが大学課程の資格取得と結びつく根拠、理由がわかりません。大学課程資格を有することで法務・税務が身につくという認識でしょうか？実務経験だけでは問題であるという認識でしょうか？ご教示ください。</p> <p>また、適切性に関する検証、証跡など具体的に何を想定されているのかご教示ください。</p>	<p>1については、統括責任者は「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること」が必要です。当該要件に該当するかについては、各代理店の組織構造や指揮系統も踏まえつつ、個別具体的に判断すべきものであると考えます。御意見のように「営業部門の中に統括責任者を要する部署(業務品質部門)があること」や「管理部門(営業と一線を画す部門)にないことのみをもって、当該要件該当性が否定されるものではありませんが、例えば、統括責任者が営業部門長の指揮・監督下にある場合は、営業部門からの独立性の確保や統括責任者としての適切な機能の発揮が困難となる場合があると考えます。</p> <p>2については、規則上、「法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること」が求められており、当該能力を有するかを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を定めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の合否によること、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>当該試験については、当庁が実施するものではありませんのでその内容に関する回答は差し控えます。なお、「適切性に関する検証、証跡」については、御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法令等遵守責任者の適切性に関する証跡の確保は、法令上義務付けられているものではありませんので、各代理店において適切に行われるべきものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
81	<p>《法令遵守責任者》 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべき態勢整備等(規則第227条の20関係)にある確認・検証を行う責任者は</p> <p>→「その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者」とあり具体的な資格試験合格者であるとまでの記載はないが、保険会社からは法令遵守責任者は大学課程有資格者を基準と案内されており、大学課程有資格者の規定人数設置を代理店評価体系に組み込んでおり大学課程の資格試験に合格することが目的となってしまう懸念がある。</p> <p>→「法令遵守責任者」の役割・資格要件などを明確化し、代理店内でその責務を全うできる人材が定期的な研修などを受講すれば、その要件は充足できるのではないかと考える。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者は、「その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること」が求められており、当該能力を有するかどうかを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によることが、有効な選択肢として考えられます。</p>
82	<p>特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化における法令等遵守責任者の設置について</p> <p>店長(保険募集現場の責任者)を想定しておりますが、今後の人材育成の観点から、次期店長候補の者を任命するなど柔軟な対応を可能にしたいです。</p> <p>法令等遵守責任者が退職等の理由により欠員が発生することも想定されるため、資格試験合格に向けての猶予期間を大幅に設定して頂くなど柔軟な対応をお願いしたいです。</p>	<p>「法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者」であることが求められており、当該要件を満たす限り、特定の役職についていることを求めるものではありません。また、法令等遵守責任者に欠員が生じた場合には、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置することが求められます。</p>
83	<p>(該当箇所) 第215条の4 (意見内容)</p> <p>銀行窓販においては、すでに規則第234条1項19号で法令等遵守責任者および統括責任者の設置を求められている。今般の特定大規模乗合生命保険募集人に求める法令等遵守責任者および統括責任者は、既存の銀行窓販規制上の責任者と兼任させてよいか。</p>	<p>保険業法令の要件を満たす限り、同一人物が、特定大規模乗合生命保険募集人に設置が求められる法令等遵守責任者及び統括責任者と、既存の銀行窓販規制上の責任者を兼任することは可能です。ただし、当該各責任者としての機能を適切に発揮できることが必要と考えられます。</p>
84	<p>現規則第212条第2項第3号に規定される法令等遵守(統括)責任者が存在するが、大規模乗合代理店の条件に満たない銀行等の保険募集人の場合、新たに大規模乗合代理店に設置が求められる法令等遵守(統括)責任者に係る改正規則(規則第二百五条の四)および改正指針(監督指針Ⅱ-4-2-15-3)における必要要件の適用対象外となる理解でよいか。</p> <p>または、大規模乗合代理店の条件に満たない場合であっても新たな法令等遵守(統括)責任者設置要件が全部または一部適用されるのか。</p>	<p>銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合には、規則第215条の4第1項第1号又は規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者及び規則第215条の4第1項第2号又は規則第227条の18に規定する統括責任者を設置する必要があります。</p>
85	<p>＜該当箇所＞ 「規則第215条の4第1項第1号及び第227条の17」</p> <p>＜意見＞ ・配置が求められる「法令等遵守責任者」は、規則第212条第2項第3号及び第212条の2第2項第3号に基づき銀行等に配置が求められる「法令等遵守責任者」とは異なる者であり、特定大規模乗合生命保険募集人(損害保険代理店)に該当した場合のみ配置が求められるとの認識で相違ないでしょうか。</p> <p>＜該当箇所＞ 「規則第215条の4第1項第2号及び第227条の18」</p> <p>＜意見＞ ・配置が求められる「統括責任者」は、特定大規模乗合生命保険募集人(損害保険代理店)に該当した場合のみ配置が求められるとの認識で相違ないでしょうか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
86	<p>以下について確認をさせていただきたく思います。</p> <p>1. 「法令等遵守責任者」等の名称について  現在、当該名称は規則第二百二十二条第二項第3号等で法定されている「銀行等が、保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」で「保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所ごとに配置している」者として認識されており、「当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に配置している」者は「法令等遵守責任者統括責任者」として認識されている。「監督指針」では前者が、生命保険協会の「募集代理店共通自己点検表（銀行等代理店用）」では両者が明記されている。</p> <p>今般、改正保険業法で「法令等遵守責任者」の名称が法定されたことから、業務範囲が拡大したものではなく、定義が変更されたと考えるのが正しいのかを確認したい。そうでなければ、銀行等代理店に該当しながらも特定大規模乗合保険募集人に該当しない代理店の「法令等遵守責任者」は、創設される資格試験の可否をどのように考えるべきか等、混乱が予想される。名称の定義につき、適切にリードいただきたい。</p> <p>2. 「統括責任者」の名称について  改正保険業法下で当該名称（「統括責任者」単体）の使用を想定しているのかを確認したい。私見であるが、当該名称は法人代理店代表者の一般課程試験免除を認める際に配置が求められている「保険募集を統括する組織」の責任者を古くは指していたようである。帳票でごく一部に名残りが残り、ご回答をもって適切に整備を行いたい。</p>	<p>1について、規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者は、規則第212条第2項第3号に規定する「保険募集に係る法令等（中略）の遵守を確保する業務に係る責任者」とは異なります。そのため、銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合には、規則第215条の4第1項第1号又は規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者及び規則第212条第2項第3号に規定する責任者を設置する必要があります。ただし、両者を同一人物が兼務することは、法令の要件を満たす限り可能であると考えます。</p> <p>2について、御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第215条の4第1項第2号及び規則第227条の18に規定する統括責任者はそれぞれの条文中に規定する者をいいます。</p>
87	<p>「規則第215条の4第1項第1号及び第227条の17」</p> <p>&lt;意見&gt;  ・配置が求められる「法令等遵守責任者」は、規則第212条第2項第3号及び第212条の2第2項第3号に基づき銀行等に配置が求められる「法令等遵守責任者」とは異なる者であり、特定大規模乗合生命保険募集人（損害保険代理店）に該当した場合のみ配置が求められるとの認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
88	<p>当社は、いわゆる「特定大規模乗合損害保険代理店」には該当しないものの、ディーラー系の兼業代理店として保険募集業務を行っております。本改正案においては、特定大規模乗合損害保険代理店に該当しない代理店であっても、同代理店が講じる措置に準じた体制整備を行うことが望ましいとされていることから、当社の実務経験を踏まえ、以下のとおり意見を提出いたします。</p> <p>1. 大規模な乗合代理店に求められる体制整備について（全般）  大規模な乗合代理店においては、法および関係する監督指針の趣旨を踏まえ、法令遵守および適正な業務運営を確保するための体制整備が求められているものと認識しております。</p> <p>特に、募集管理や内部管理を担う各種責任者の役割は重要であり、その適切な設置および運用が制度の実効性を左右するものと考えます。</p> <p>一方で、これら責任者に求められる知識水準、実務経験、育成の考え方については、必ずしも具体的に整理・明示されておらず、実務上の解釈や対応に差が生じているのが現状であると感じております。実際、乗合保険会社から代理店に対して示される考え方や運用方針にも相違が見受けられます。</p> <p>代理店が自主的かつ円滑に体制整備を進めていくためにも、責任者に求められる役割や基本的な考え方、想定される知識・経験の水準、教育・研修の在り方等について、一定の共通指針を示していただくことが、制度の実効性向上および業務品質の均質化につながるものと考えます。</p> <p>(1) 統括責任者の設置について  統括責任者の設置が求められているものの、「管理・監督」として具体的にどのような役割や対応が求められるのかが必ずしも明確ではなく、実務上分かりにくいと感じております。</p> <p>また、当該責任者に求められる要件についても、管理職としての経験が必要なのか、一定期間の実務経験があれば足りるのかが明示されていないため、人選にあたって判断に迷うケースが生じています。</p> <p>その結果、適任者の選定が難航し、代理店における体制整備の推進に支障をきたすおそれもあることから、統括責任者に期待される役割や要件について、より具体的な考え方を示していただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 法令等遵守責任者に係る試験制度について  法令等遵守責任者に関する試験制度について、難易度が過度に高い場合、十分な実務経験を有する者であっても対応が困難となるおそれがあると感じております。</p> <p>試験内容については、実務に即した内容とし、日常の代理店業務の中で求められる知識や判断力を適切に確認できる水準であることが重要であると考えます。</p> <p>あわせて、受験者が求められる知識や考え方を適切に理解できるよう、一定の指針を示した講習や研修等を実施する仕組みを設けていただくことが望ましいと考えます。</p>	<p>1. 大規模な乗合代理店に求められる体制整備について（全般）  については、貴重な御意見として承ります。</p> <p>(1) 統括責任者の設置については、法令の要件を満たす限り、統括責任者が特定の業務の実務経験を有することを義務付けるものではありませんが、法令等遵守責任者を指揮する等、統括責任者の業務内容を踏まえれば、コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有することが望ましいと考えます。</p> <p>(2) 法令等遵守責任者に係る試験制度については、当該試験制度は当庁が実施するものではありませんので、回答を差し控えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
89	・第227条の18第3号ロ 「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的または監督的地位にあること。」とあるが、代理店の規模・特性により役職・職位は様々であるため、統括責任者には必ずしも部長以上や取締役等の役職者の配置が求められているものではなく、適切に管理・監督する者であれば良いという理解でよいか。	当該特定大規模乗合損害保険代理店の実態等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものですが、当該特定大規模乗合損害保険代理店において統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、部長以上や取締役など、特定の役職についていることを求めるものではありません。
90	規則第227条の18 ○統括責任者の設置 統括責任者の要件の一つとして「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること」とあるが、コンプライアンス、監査部門等の責任者であれば役員でなくても良いか。	
91	・第227条の18第3号ハ 統括責任者は「保険募集に現に従事していないこと」が求められているが、これは財務局に保険募集人として登録されていたとしても、実際に保険募集に携わっていなければ、当該要件を満たしているという理解でよいか。	御理解のとおりです。
92	第215条の4(特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置) ・第1項第二号に規定する「統括責任者」は同号ハの要件を充足すれば、令第40条第1号および第2号に規定する者と兼務することができるという理解で良いか。 ・また、「(3)保険募集に現に従事していないこと。」は実際に保険募集を行っていないことをいい、保険募集人としての登録を抹消することまで求めるものではないと理解して良いか。 ・2点目については、第227条の18第3号ハについても同様と理解して良いか。	1点目については、法令の要件を満たす限り、令第40条第1号に定める「金融庁長官の定める資格を有する者」と規則第215条の4第1項第2号に定める統括責任者を兼務することは禁じられていません。ただし、当該責任者等としての機能を適切に発揮できることが必要と考えられます。 2点目及び3点目については、御理解のとおりです。
93	規則第215条の4第1項第2号・規則第227条の18に定める「統括責任者」については、いずれの条文にも「保険募集に現に従事していないこと」が要件として定められているが、規則第215条の4第1項第1号・規則第227条の17に定める「法令等遵守責任者」についてはそのような要件が定められていないことから、法令等遵守責任者は、募集人として登録・届出されていれば、保険募集業務を行うことができるという理解でよいか。	規則第215条の4第1項第1号及び規則第227条の17に規定する法令等遵守責任者が保険募集を行うことは禁じられていません。ただし、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の業績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えます。
94	・第227条の18 統括責任者の人員配置（1名とするか、複数名の設置とするか等）およびその業務、役割分担については、特定大規模代理店の実態に応じて個々の判断に委ねられているとの理解でよいか。	法令等遵守責任者を指揮するという統括責任者の業務内容に鑑みれば、統括責任者は、当該特定大規模乗合損害保険代理店の本店又は主たる事務所に1名設置すべきものと考えます。 法令に規定する業務を行っている限り、統括責任者の行う具体的な業務内容については、所属保険会社等による指導等も踏まえつつ、一義的には当該特定大規模乗合損害保険代理店の判断に委ねられるべきものと考えます。 なお、統括責任者が業務を的確に遂行するために、統括責任者が行う業務を補助する者又は部署を設置することが望ましいと考えられます。
95	<該当箇所> 「規則第215条の4第1項第2号及び第227条の18」  <意見> ・配置が求められる「統括責任者」は、特定大規模乗合生命保険募集人（損害保険代理店）に該当した場合のみ配置が求められるとの認識で相違ないでしょうか。	御理解のとおりです。
96	・第227条の17第1号ほか 「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」は、最初の事業年度の初日という理解でよいか。また、改正法の施行と同時に同要件に該当することとなった場合は、改正法の施行日という理解でよいか。	いずれも御理解のとおりです。
97	・第227条の17第1号ほか 「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」について、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する損害保険代理店が第227条の16第2項及び第3項のいずれの要件も満たさなくなった場合であっても、その後、再度第227条の16第2項の要件に該当することとなったときは、再度該当することとなった事業年度の初日を指すという理解でよいか。	御理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
98	<p>《特定代理店 体制整備の準備期間について》  【規則第227条の16】において「特定大規模代理店」の定義は「乗合代理店の内、年間手数料20億円以上（生損保合算）の代理店」として定義されています。  それに伴い、「特定大規模代理店」における体制整備として法令等遵守責任者の設置【規則第227条の17等】と統括責任者の設置【規則第227条の18等】等について、「新たに特定大規模代理店に該当することとなった日から起算して6か月間は体制整備のための準備期間」が設けられています。</p> <p>→この「新たに」とは起算日はいつを指すのでしょうか？  →施行日の直近の前年度に既に「特定大規模代理店」の基準に該当している場合、この準備期間は改正法施行日から6か月間と解することが可能ですか？  （例）改正法施行日が2026年6月1日の場合、6/1から6か月以内？と解するのですか？</p>	<p>改正法施行日前に既に規則第227条の16の要件に該当している場合も含め、改正法施行日において規則第227条の16に規定する要件に該当する場合には、改正法施行日が「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」とであると考えます。また、改正法施行日以後に、新たに規則第227条の16に規定する要件に該当することとなる損害保険代理店については、当該代理店における当該事業年度の初日が、「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」とであると考えます。</p>
99	<p>規則第227条の17  ○法令等遵守責任者の設置  規則第227条の18  ○統括責任者の設置</p> <p>「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」とあるが、起算日はどのように捉えれば良いか。（例えば、株主総会で前年度の決算内容が承認された日、あるいは改正法の施行日である6月1日等）</p>	
100	<p>法令等遵守、統括責任者  現時点で具体的な必要要件や能力、資格等が分かり辛く  現実性や難度も考慮いただけるとありがたい</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
101	<p>・法令等遵守責任者・統括責任者の設置について  特定大規模乗合損害保険代理店に該当してから、6か月以内に設置する記載がありますが、「損害保険協会の法令等遵守責任者の資格取得をもって設置を完了する」と理解しており、その受験資格にあたる損保大学課程（法律単位）の取得を考慮するとスケジュールがタイトであると考えています。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
102	<p>・規則215条の4第1項第1号の法令等遵守責任者、2号の「統括責任者」は、「助言又は指導」の権限があれば足り、指揮命令権限は不要という理解でよいのか（統括責任者については、同条第1項第2号ハ(2)の管理又は監督的地位とあるならば「助言又は指導」よりも強い態様にならないのか。損保については法294条の4第2号で法律レベルで規定されているので他日を期すとしても、生保についてはそうした制限がないので先行してより強い文言で規定するわけにはいかないのか）。</p> <p>規則215条の4第1項第1号ハの「その業務を的確に遂行するに足る能力」として、生保協会、日本損保協会の相当する資格は何か。また、そうした資格を有していることは絶対の要件ではなく、保険会社が合理的に判断できるという理解でよいのか。</p> <p>同号二の「業務の実施に支障を及ぼすおそれがない」の「おそれ」とは抽象的な「可能性」ではなく、相当の現実的蓋然性という理解でよいのか（また、その判断は保険会社が合理的に行うものという理解でよいのか（監督指針Ⅱ-4-2-15-3の記載は拝見した上で、「おそれ」のレベル感についてお伺いするものです））。</p> <p>・規則215条の4第1項第1号の法令等遵守責任者、2号の「統括責任者」の選任について、なぜ、イのときは「6月」で、ロのときは「3月」なのか。外部から人材を調達しようとする場合に、イのときもロのときも、難易度・要する時間は変わらないのではないか。規則227条の17、規則227条の18の類似規定についても同様である。</p>	<p>1点目については、御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第215条の4第1項第1号に定める法令等遵守責任者及び同項第2号に定める統括責任者については、保険募集の業務を行う役員又は使用人に対する指揮命令権限を有することは義務付けられていません。法令等遵守責任者及び統括責任者に関して、生命保険協会、日本損害保険協会が実施する試験については、当庁が実施するものではありませんので、回答を差し控えます。規則上、法令等遵守責任者及び統括責任者は、その「業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること」が求められているところ、当該能力を有するかを確認する手段としては、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」において、「法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めるとした上で、そのための試験制度を新設すること」とされたことを踏まえると、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体が、法令等遵守責任者・統括責任者としての能力を問う目的で実施する客観性・公平性が確保された試験の可否によるものが、有効な選択肢として考えられます。</p> <p>「業務の実施に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」について、個別具体的な事情を考慮し、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼす可能性がある場合には、「業務の実施に支障を及ぼすおそれ」があるものと考えます。</p> <p>2点目については、一般的に、新たに法令等遵守責任者又は統括責任者を設置するときと欠員を補充するときとで必要な期間は異なると考えます。</p>
<p>○ 苦情処理・社内通報・内部監査に係る措置等（規則第215条の4第1項第3号、同項第5号、同項第6号、規則第227条の19、規則第227条の21第1項第2号、同項第3号、同項第6号関係）</p>		
103	<p>（該当箇所）  第215条の4  （意見内容）  銀行は、銀行法第12条の3等の規定に基づいて苦情処置措置および紛争解決措置を講じている。銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当した場合であっても、銀行法第12条の3等の規定に基づいて講じている苦情処置措置および紛争解決措置に加えて、同条項に基づく措置を講じる必要はないとの理解でよいのか。</p>	<p>銀行が銀行法第12条の3に基づき、銀行業務に関して苦情処理措置及び紛争解決措置を講じている場合等であっても、特定大規模乗合生命保険募集人に該当する場合には、規則第215条の4第1項第3号に定める保険募集の業務に係る苦情処理措置を講じる必要があります。なお、保険募集の業務に関して既に講じている苦情処理措置が同号に定める要件を満たしている場合には、新たな措置を講じることを求めるものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の19第1項第4号ロ 「苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。」とあるが、公表の仕方については、自社ホームページに掲載する方法など公表のやり方に基準はあるか。</li> <li>また、当該兼業代理店であり、本業において苦情窓口を既にホームページ等を通じて公表している場合は、特定大規模乗合損害保険代理店に該当したときであっても、既に公表しているとの認識でよいか。</li> </ul>	<p>苦情処理窓口の公表方法について特段の定めはありませんが、顧客等にとってわかりやすい方法で公表すべきものと考えます。</p> <p>また、苦情窓口をホームページで公表済みである場合等、既に当該要件を満たしている場合には新たな措置を講じることを求めるものではありません。</p>
105	<p>苦情処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険専用のお客様相談窓口を設置する必要がありますでしょうか。</li> <li>保険以外も含めたお客様相談窓口でも問題ございませんでしょうか。</li> </ul>	<p>規則第215条の4第1項第3号イ(4)等に規定する保険募集の業務に係る苦情を受け付けるための窓口については、必ずしも保険募集の業務に係る苦情専用の窓口を設置する必要はありません。</p>
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の19 ここでいう「苦情」の定義を確認したい。保険募集の業務に係る顧客等の不満の申立てを主なものとして想定していると考えるが、別紙様式第25号の2の1.(23)ア.「苦情の定義」の記載等を踏まえ、その具体的な定義は特定大規模乗合損害保険代理店が定めることが認められるという理解でよいか。</li> <li>また、苦情の申立ての主体は、顧客に限らず、保険募集の業務に関係する者を広く含むという理解でよいか。</li> <li>保険会社が代理店に保険事故への対応に関する業務を委託することがあるが、特定大規模乗合損害保険代理店が行う事故対応業務に係る顧客等の不満は、「保険募集に係る苦情」に含まれないものの、「保険募集に係る苦情」と一括して管理することは差し支えないと考えてよいか。</li> </ul>	<p>苦情は幅広い概念であり、定義を示すことでかえって運用が硬直的になってしまう懸念があることから、パブリックコメントの回答においてその定義を示すことは適切ではなく、所属保険会社等による指導等も踏まえつつ、個々の特定大規模乗合損害保険代理店において適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>苦情の申し立ての主体については、当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務に係る者を広く含みます。</p> <p>法令に定める要件を満たす限り、保険募集の業務に係る苦情又は保険募集の業務以外の業務に係る苦情とその他の業務に係る苦情を一括して管理することも認められます。</p>
107	<p>《苦情》 「苦情」を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること</p> <p>→代理店として「苦情」を収集管理・再発防止をし、募集品質を向上させることは顧客の利益の観点から重要な事は理解していますが、「苦情」の基準(定義)を明示していただいた方が望ましいと考えます。ご教示ください。</p>	
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の19第2項第2号 「苦情を受け付けた場所」とあるが、電話、郵便、インターネット等の非対面の方法により受け付けた場合の「場所」はどのように考えればよいか。</li> </ul>	<p>非対面の方法により苦情を受け付けた場合の「場所」とは、当該苦情を受け付けた者が所属する事務所等の拠点(複数の拠点に所属する場合には主たる拠点)をいうと考えます。</p>
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の19第2項 記録の作成及び保存について、第4項に規定されている猶予期間を経過する前であって第1項の措置を講じる前においては求められない理解でよいか。また、第1項の措置が講じられた後においては、第4項に規定されている猶予期間を経過する前であっても、記録の作成及び保存が求められるという理解でよいか。</li> </ul>	<p>いずれも御理解のとおりです。</p>
110	<p>特定大規模乗合損害保険代理店が他の保険代理店と共同で行った保険募集の業務に係る苦情の処理について、考え方を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則227条の19第1項1号には「苦情を受け付けたとき」とあるが、共同で行った保険募集の業務に係る苦情を顧客等から受け付けたのが、特定大規模乗合損害保険代理店ではなく他の保険代理店である場合は、特定大規模乗合損害保険代理店は規則227条の19第1項各号に規定する措置を講じる必要はなく、またその結果として規則227条の19第2項で定める記録の作成や保存も不要になると考えてよいか。</li> <li>あるいは、特定大規模乗合損害保険代理店が顧客等から直接苦情を受け付けなかったとしても、他の保険代理店経由で、共同で行った保険募集の業務について顧客等から苦情があった旨を知った場合は、「苦情を受け付けた」と考え、規則227条の19第1項および2項に掲げる措置を講じる必要があるか。</li> </ul>	<p>特定大規模乗合損害保険代理店が他の保険代理店と共同で保険募集の業務を行った場合においては、当該特定大規模乗合損害保険代理店が、顧客等から直接、当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務に係る苦情の申し立てを受けたときだけでなく、当該他の保険代理店から情報共有を受ける等、当該他の保険代理店を通じて間接的に当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務に係る苦情の申し立てを受けたときにも、当該特定大規模乗合損害保険代理店が当該苦情の存在を認識した時点で「苦情を受け付けた」として、規則第227条の19に従い、当該苦情に関して苦情に係る原因の究明や記録の保存等、同条に定める措置を講じる必要があると考えます。</p>
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>第227条の19第3項 「前二項の措置に関する社内規則等を整備しなければならない。」とあるが、既に前二項の措置に関する内容を網羅した社内規則が整備されている場合には、特定大規模乗合損害保険代理店に該当したときであっても、従来の社内規則で足りているとの認識でよいか。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
112	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則215条の4第1項第3号ハの「社内規則等」にいう「その他これに準ずるもの」とは、厳密に「社内規則」として定められたもの(規則違反を理由として懲戒等の対象となるもの)ではない、マニュアル類も含まれるという理解でよいか。</li> <li>規則227条の19の類似規定についても同様である。</li> </ul>	<p>御理解のとおり、社内規則に準ずる社内マニュアル等も含まれます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
113	<p>・規則215条の4第2項について、「同項第3号(口を除く。)」とありますが、ハが除かれて、社内規則等の体制整備がなされていないのに同口は求めるのはやや無理があり、口も含めたカーブアウトをお願いできないでしょうか。規則227条の21の類似規定についても同様です。</p>	<p>規則第215条の4第1項第3号口において、「イ(1)から(4)までの規定により苦情を処理したときは」となっていることから、同号イの規定により苦情を処理した場合に同号口の記録の作成及び保存が求められるものであり、同号イの措置に先行して同号口の措置を講じることを求めるものではありません。また、その前提として、同号ハの規定により、これらに関する社内規則等の整備が求められます。</p>
114	<p>・規則215条の4第1項第3号について、ここまで細かく規定する必要はあるのか(監督指針で記載すれば足りる事項ではないか)。今後の金融庁関連法令の先例となり、条文数が増え、御庁の管理が大変とならないかを懸念する。 また、ここまで苦情管理について精密な規定を置くのであれば、平等・平仄の観点からは、保険会社の営業社員についても同様の規定を置くべきではないか。 なお、同号イ(1)の「当該苦情に係る事項の原因の究明」には、「苦情申立者の誤解・社会通念上の受忍限度を超え、又はそのおそれがある要求をする気質」等も含まれるという理解でよいか。 同号イ(1)(2)の「原因の究明」と「原因の調査」は文言を統一したほうが良いのではないかと。 同号口(5)については、苦情申立者への説明は「求めがあった場合」に限られるが、そのような「求め」があった場合のみ記録すれば足りるのか、それとも、求めがなくてもやり取りの経緯の記録が必要か(もし後者であれば規定文言を修正する必要はないか)。 規則227条の19の類似規定についても同様である。</p>	<p>規則第215条の4第1項第3号イ(1)及び(2)において「原因の調査」という文言は用いられていません。また、同(1)の「当該苦情に係る事項の原因」の究明の対象は当該代理店に苦情の原因があるか(ある場合はその原因の内容も含む。)の究明を求めるものであり、苦情を申し立てた者に苦情の原因があるかの究明は求められていないと考えます。同号口(5)については同号イ(3)に基づき、同号イ(1)の規定による原因の究明の結果及び同(2)の規定により講じた措置を説明した場合に限らず、イ(1)から(4)までの規定により苦情を処理した際に、苦情の受付から苦情を申し立てた者に対する説明に至るまでの一連のやり取りの経緯の記録・保存を求めるものです。その他、ご指摘のような修正は不要と考えます。</p>
115	<p>・第227条の19、第227条の21第1項第2号、第3号 代理店によっては、苦情・内部通報の窓口や内部監査機能を親会社である持株会社など社外に置いていることがある。このような代理店が特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、窓口や機能の一部を社外に置いている旨を社内規則等に明記し、必要に応じて関係者にその旨を説明した上で、苦情対応・内部監査・内部通報対応の各機能が、社内にこれらを行っている場合と遜色なく働くための所要の措置を講じていけば、規則第227条の19ならびに第227条の21第1項第2号および第3号で求める体制を整備しているものと考えてよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
116	<p>特定大規模乗合保険募集人が講ずべきその他の態勢整備等における、(3) 内部監査関係について、自社で内部監査の設置が難しい場合においては外部へ委託することは問題ないか</p>	<p>外部委託先が当該代理店の内部監査を適切に行うための措置が講じられており、また、当該代理店においても、当該外部委託先による内部監査結果を踏まえ、所要の改善等を行うための措置が講じられている場合等、当該代理店自身が内部監査を行う場合と同年以上の内部監査が行われる限り、御意見のようなケースを否定するものではありません。</p>
117	<p>1. 内部監査部門の設置について (1) 内部監査部門の体制 「被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。」との記載がありますが、当社では、金融庁が平成30年10月に公表している「コンプライアンス・リスク管理に関する 検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」のリスク管理に関する、事業部門、管理部門及び内部監査部門の機能を「三つの防衛線」という概念で整理を行い、内部監査部門の設置に関しては、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性あることを目的として業務執行の機能を持たせないことを検討しています。内部監査部門の機能・体制の他にリスク管理の機能についても体制のあり方についても指針等に入れ込む必要があると考えています。 一方で、特定大規模乗合保険募集人でありながら中小企業に属する代理店において、内部監査に精通する人材の確保は困難であり、管理部門の業務を兼務することについてもご検討をお願いしたい。 (2) 内部監査部門の責任者設置について 特定大規模乗合保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当してから、内部監査部門の責任者設置については、6か月間の猶予があることを規則(案)で確認しています。令和8年6月1日施行直後に特定大規模乗合保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当した場合には、6か月後の令和8年12月頃までに内部監査責任者の設置が求められていることは承知していますが、当社の次回定期人事異動は令和8年4月1日であることや、内部管理責任者の適正を持った人材の確保や異動・配置が6か月間の猶予期間を超える場合の対応についてご検討をお願いしたい。</p>	<p>1(1)のうち、「内部監査部門の機能・体制の他にリスク管理の機能についても体制のあり方についても指針等に入れ込む必要がある」という点については、貴重な御意見として承ります。 1(1)のうち、「特定大規模乗合保険募集人でありながら中小企業に属する代理店において、内部監査に精通する人材の確保は困難であり、管理部門の業務を兼務することについてもご検討をお願いしたい。」という点については、規則第215条の4第1項第5号、第227条の21第1項第2号及び同項第6号イに規定する「内部監査を定期的に行うための責任者」については、他の業務と兼務することは否定されませんが、当該責任者としての機能を適切に発揮できることが必要と考えられます。 1(2)については、規則第215条の4第1項第5号、第227条の21第1項第2号及び同項第6号イに規定する「内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制」については、法令に定められた期限までに整備する必要があります。</p>
118	<p>・規則215条の4第1項第5号について、内部監査を行う者と、被監査部門との兼職が絶対に否定されるものではないということを確認したい(監督指針Ⅱ-4-2-15-4の記載、例えば「独立性を確保し」「独立し、実効性ある内部監査」という文言は拝見した上で、各社の人材資源の実情に照らした内部監査が可能かという文脈でお伺いするものです)。 規則227条の21の類似規定についても同様である。 ・規則215条の4第1項第6号について、(社内の通報規則に基づく)「通報」には正式に該当しない「相談」のみを行う場合もあることを考えると、「通報及び相談」よりも、「通報又は相談」の方が、and / orの趣旨がより出て、よいのではないかと。 規則227条の21の類似規定についても同様であります。指針Ⅱ-4-2-15-4(4)についても同様であります。</p>	<p>1点目については、規則第215条の4第1項第5号、規則第227条の21第1項第2号及び同項第6号イにおいて、「内部監査を定期的に行うための責任者」につき、他の役職との兼職は禁じられていません。ただし、当該責任者としての機能を適切に発揮できることが必要と考えられます。 2点目については、ご指摘のような修正は不要と考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
119	・内部監査体制 実効性を確保しつつ、業務の重複を排除する枠組みが必要です。 重複監査の排除(保険会社との連携): 代理店が自ら実施した監査結果を提出することで、複数ある所属保険会社の個別監査を省略・簡素化できる、効率的な仕組みをご検討いただきたく存じます。	規則第215条の4第1項第5号、第227条の21第1項第2号及び同項第6号イに規定する内部監査は保険会社による代理店監査とは別のもので、代理店監査において内部監査の結果を参考とすること自体は否定されるものではないと考えますが、それぞれの監査は別個に実施されるべきものと考えます。
120	・第227条の21第1項第3号、第6号ロ ここでいう「通報」と、公益通報者保護法における公益通報との関係について確認したい。特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による、保険募集の業務に係る通報または保険募集の業務以外の業務に係る通報であれば、公益通報の要件を満たすかどうかに関わらず、規則第227条の21第1項第3号または第6号ロに規定する「通報」に該当するという理解でよいか。	御理解のとおりです。
○ 保険募集指針の策定(規則第215条の4第1項第4号、規則第227条の21第1項第1号関係)		
121	・第227条の21第1項第1号 規則第227条の21第1項第1号に基づき作成する保険募集指針と、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に基づき作成する勧誘方針と、それぞれで定めるべき事項をまとめて一つの指針(方針)として策定・公表することも認められるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
122	・第二百二十七条の二十一第一項第一号にて指針を定め、公表、必要な措置を講ずることが求められているのは、所謂、金融サービス提供法における勧誘方針の公表、公表した方針を実施するための措置及び法294条(情報の提供)で提供すべき情報を網羅することで充足可能と思料いたしておりますがこの認識に齟齬がありますでしょうか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定大規模乗合損害保険代理店は、規則第227条の21第1項第1号に規定する事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じる必要があります。
123	・規則215条の4第1項第4号の「顧客の自主的な判断」という「自主的」とは何か。情報提供義務の一般的な水準としての「保険契約者又は被保険者による保険契約の締結又は保険契約への加入の判断に参考となるべき事項(平成27年5月27日パブリックコメント48番)を提供していればよいという理解でよいか。 規則227条の21の類似規定についても同様である。 ・規則215条の4第1項第4号について、銀行窓販についても規則212条2項2号などで同様の規定があると理解しているが、改めて、単に体制整備義務を課すのではなく、「指針の策定」「公表」といった特別の事項を課しているのか、その趣旨や、必要性について教えていただきたい。 規則227条の21の類似規定についても同様である。	1点目については、「保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報」には、法第294条第1項に規定する「保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報」が含まれます。 2点目については、保険募集指針の策定・公表を求める趣旨は、保険募集の公正を確保することにあります。
○ 不祥事件情報の共有(規則第215条の4第1項第7号、規則第227条の21第1項第4号関係)		
124	・第215条の4第1項第7号、第227条の21第1項第4号 代理店から所属保険会社に対して通知する「概要」の中に、提供元である代理店にとっては個人データとなる内容が含まれている場合でも、提供先である所属保険会社にとって個人を特定できる情報でない場合には、個人情報保護法27条(第三者提供の制限)第1項1号の「法令に基づく場合」として個人情報漏洩には該当しない、他方で、提供先である所属保険会社にとって個人を特定できる情報が含まれていた場合は、「法令に基づく場合」には該当せず、個人情報漏洩に該当し得ると考えておりますが、認識に相違ないでしょうか。 また、「類似の不祥事を惹起した疑いがあると思料する場合」に連携する「その他参考となる事項」に、惹起者以外の、個人を特定できる情報が含まれた場合には、個人情報保護法27条(第三者提供の制限)第1項1号の「法令に基づく場合」に該当せず、個人情報漏洩に該当し得ると理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。	個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合、個人情報保護法第26条第1項に規定する「個人データの漏えい」に該当しません。また、個人情報取扱事業者は、提供先において特定の個人を識別することができる情報であるかどうかにかかわらず、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています(個人情報保護法第27条第1項)。一方で、「不祥事件の概要」や「その他参考となるべき事項」を非届出所属保険会社等に通知する場合には、同項第1号の「法令に基づく場合」に該当すると考えられるため、提供先において特定の個人を識別することができる情報であるかどうかにかかわらず、例外的にあらかじめ本人の同意を得ることなく通知することが可能であると考えられます。 なお、「不祥事件の概要」には、他の情報と照合することなく、それ自体で特定の個人を識別することができる情報(氏名等)は含まれない形とすることが想定されており、「その他参考となるべき事項」には、他の情報と照合することなく、それ自体で惹起者以外の特定の個人を識別することができる情報(氏名等)は含まれない形とすることが想定されております。
125	・第215条の4第1項第7号、第227条の21第1項第4号 不祥事件届出は、初報から最終報まで複数回にわたって届出を行うことがありますが、非届出保険会社宛に不祥事件届出の概要が通知されることが重要であり、届出の都度、必ず非届出保険会社宛に通知を行うことまで求められているものではないと理解してよろしいでしょうか。 他方で、非届出保険会社宛に概要の通知を行った後に、同様の不祥事件について追加で届出が行われ、非届出保険会社宛に通知した「概要」の内容に変更が生じた場合には改めて通知を行う必要があるものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	いずれも基本的に御理解のとおりです。 「不祥事件の概要」を非届出所属保険会社等に通知済みの場合、その後当該不祥事件に係る届出を行う度に、必ずしも非届出所属保険会社等に対して、改めて「不祥事件の概要」を通知する必要はありませんが、届出に際して当該不祥事件の概要に変更が生じたときには、非届出所属保険会社等に通知済みの概要の修正等を行う必要があります。
126	・第215条の4第1項第7号、第227条の21第1項第4号 第215条の4第1項第7号(第227条の21第1項第4号)では、「当該所属保険会社等が不祥事件届出を行ったことを知ったときは、遅滞なく、非届出所属保険会社等の全てに対して当該不祥事件の概要等を通知すること」とされておりますが、届出を行う前に他の伏在事案が発覚し、当該不祥事件の概要等を当該保険会社に連携している場合には、必ずしも届出後に当該保険会社に改めて当該不祥事件の概要等の通知を行う必要がない(ただし、通知をすることを妨げるものではない)という認識で問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
127	<p>・第215条の4第1項第7号、第227条の21第1項第4号</p> <p>「当該不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いがあると思料するとき」については、特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)において適切に判断することが求められているものと認識しておりますが、例えば当該不祥事件を惹起した者が特定の保険会社の保険契約を募集したことがない場合、当該保険会社においては類似の不祥事件を惹起した疑いはないと判断できると考えております。また、例えば、生命保険分野特有といえる不祥事件が発生した場合、所属する損害保険会社や少額短期保険業者において類似の不祥事件を惹起した疑いはないと判断できると考えておりますが、認識に相違ないでしょうか。</p> <p>その他、届出前に伏在調査が終了しており、影響範囲が確定している場合には、伏在事案が発覚した会社以外の「非届出所属保険会社等」においては類似の不祥事件を惹起した疑いはない(惹起した者の氏名等の通知は不要)と判断できると考えられるほか、不祥事件の原因が当該代理店におけるシステム構築の不備等、代理店自身の体制整備のみに起因するものと判断できる場合には、個人の募集行為に原因があるものでないことから「当該不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いはない」(惹起した者の氏名等の通知は不要)と判断できると考えておりますが、認識に相違ないでしょうか。</p>	いずれも御理解のとおりです。
128	<p>・第227条の21第1項第4号</p> <p>「その他参考となるべき事項」とは具体的にどのような事項か。当該非届出所属保険会社等において、類似の不祥事件の有無等について調査する上で参考となるべき事項が広く含まれるという理解でよいか。</p>	規則第215条の4第1項第7号又は第227条の21第1項第4号に規定する「その他参考となるべき事項」は当該不祥事件を惹起した者(以下、「当該惹起者」といいます。)に関する事項のうち、年齢、生年月日といった当該惹起者を特定するために必要な情報のほか、当該惹起者が当該特定大規模乗合保険募集人に入社した日、当該不祥事件における当該惹起者の関与状況(当該惹起者の行動・認識等)といった、発生している疑いのある類似事案の調査のために必要な情報に限られると考えます。なお、特定大規模乗合保険募集人から、「不祥事件の概要」、「不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項」の通知を受けた所属保険会社等は、当該事項を、再発防止のための当該代理店への指導等や類似の不祥事件の調査といった法令の趣旨に沿った目的以外に利用しないよう留意する必要があると考えます。
129	<p>・第227条の21第1項第4号</p> <p>「不祥事件の届出を行ったことを知ったとき」とあるが、所属保険会社は不祥事件の届出をした事実について、必ずしも当該代理店に通知する義務はないという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。ただし、特段の事情がない限り、所属保険会社等は、当該特定大規模乗合損害保険代理店に委託する業務に係る不祥事件の届出をした事実を当該特定大規模乗合損害保険代理店に通知することが望ましいと考えられます。
130	<p>・第227条の21第1項第4号</p> <p>「不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは」という記載について、客観的に疑いがあると考えられる場合においても、特定大規模乗合損害保険代理店が疑いがあると思料しない(疑いはないと主張する)場合には、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を保険会社に通知することは求められないということか。</p>	「不祥事件を惹起した疑いがある」か否かは、特定大規模乗合損害保険代理店において、合理的・客観的な根拠に基づき判断されるべきものであり、合理的・客観的な根拠に基づき不祥事件を惹起した疑いがあるにもかかわらず、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を保険会社に通知しないことは、本条に違反し得ると考えられます。
131	<p>・第215条の4第1項第7号、第227条の21第1項第4号</p> <p>ここでの「所属保険会社等」は、所属する生命保険会社(損害保険会社)に限らず、全ての所属保険会社等(生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。)、損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)、少額短期保険業者)を指していると理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
132	<p>・規則215条の4第1項第7号について、「惹起」が、やや古風な表現のようにも思います(フリガナを付す用字でないほうが良いと思います)。「引き起こした」のほうが良いのでしょうか。広辞苑には「事件・問題などをひきおこすこと。『複雑な事態を一する』」とあります。</p> <p>規則227条の21の類似規定についても同様である。</p> <p>・規則215条の4第1項第7号は、とても良い規定だと思うのですが、特定大規模乗合募集人に限定する必要はなく、通常の乗合代理店にも求めている良いのではないのでしょうか。監督指針に記載するような方向でのご検討はお願いできないのでしょうか。</p> <p>規則227条の21の類似規定についても同様である。</p> <p>また、銀行代理業についても、平仄を取るという意味では、今後、同様の規定の措置をお願いしたいです。</p>	1点目については、御指摘のような修正は不要と考えます。2点目については、貴重な御意見として承ります。
○ 特定大規模乗合保険募集人に該当する旨の通知(規則第215条の4第1項第8号、規則第227条の21第1項第5号関係)		
133	<p>・第215条の4第1項第8号、第227条の21第1項第5号</p> <p>ここで求められている「特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)である旨」の通知は、所属する生命保険会社(損害保険会社)に限らず、全ての所属保険会社等(生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。)、損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)、少額短期保険業者)に対して行うことが求められているという理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
134	<p>・第215条の4第1項第8号、第227条の21第1項第5号            特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、規則の文言上「所属損害保険会社等」ではなく「所属保険会社等」となっていることから、所属生命保険会社等にも行う必要があるという理解でよい。同様に、特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、規則の文言上「所属生命保険会社等」ではなく「所属保険会社等」となっていることから、所属損害保険会社等にも行う必要があるという理解でよい。</p>	<p>御理解のとおりです。なお、当該特定大規模乗合保険募集人が少額短期保険募集人もあり、少額短期保険業者を所属保険会社等としている場合には、当該少額短期保険業者に対しても特定大規模乗合保険募集人に該当する旨を通知する必要があります。</p>
135	<p>・第215条の4第1項第8号、第227条の21第1項第5号            ここでの「新たに特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)に該当することとなったとき」には、一度「特定大規模乗合生命保険募集人(特定大規模乗合損害保険代理店)」に該当したことがあるものの、第215条の3第2項、第3項(第227条の16第2項、第3項)の要件を満たさなくなった後、再度第215条の3第2項(第227条の16第2項)の要件を満たすことになったときも指すと理解して良いでしょうか</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
136	<p>・第227条の21第1項第5号イ            「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」について、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する損害保険代理店が第227条の16第2項及び第3項のいずれの要件も満たさなくなった場合において、その後、再度第227条の16第2項の要件に該当することになったときも含まれるという理解でよい。</p>	
137	<p>・第227条の21第1項第5号イ            「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」は、第227条の16第2項に規定されている要件に最初に該当したとき(=最初の当該事業年度の初日)という理解でよい。また、改正法の施行以前から引き続き同要件に該当していた場合は、改正法の施行日という理解でよい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
138	<p>・第227条の21第1項第5号            特定大規模乗合損害保険代理店が基準に該当した旨を保険会社に通知するのは、当該事業年度の初日(改正法の施行と同時に要件に該当する場合には同法施行日)から遅滞なく通知するという理解でよい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
139	<p>《特定大規模代理店に該当となった場合の所属保険会社への通知期限の考え方について》            【規則第227条の21第1項第5号等】において            「規則第215条の3または同第227条の16に定める要件を満たし、新たに特定大規模乗合保険募集人(代理店)となった保険募集人(代理店)は、遅滞なく所属保険会社等にその旨を通知する」とあります。</p> <p>→ここでいう「遅滞なく」とは、いつを基準日とするのでしょうか？            →法人代理店においては「決算日」からなのですか？それとも「決算内容が確定した日」でしょうか？</p>	<p>規則第227条の21第1項第5号に規定する「遅滞なく、特定大規模乗合損害保険代理店である旨を通知すること」とは、同号イ又はロに規定するとおり「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」又は「特定大規模乗合損害保険代理店が新たに所属損害保険会社等を有することとなったとき」から遅滞なく、特定大規模乗合損害保険代理店である旨を通知することを求めるものです。</p> <p>「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」については、改正法施行日前に既に規則第227条の16の要件に該当している場合も含め、改正法施行日において規則第227条の16に規定する要件に該当する場合には、改正法施行日が「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」であると考えます。また、改正法施行日以後に、新たに規則第227条の16に規定する要件に該当することとなる損害保険代理店については、当該代理店における当該事業年度の初日が、「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」であると考えます。</p> <p>なお、「遅滞なく」とは、正当な又は合理的な理由による遅滞を許容する趣旨であり、直前事業年度の決算内容が確定し、特定大規模乗合損害保険代理店に該当することが明らかになった後、直ちにその旨通知することも許容される考えます。</p> <p>規則第215条の4第1項第8号に規定する「遅滞なく、特定大規模乗合生命保険募集人である旨を通知すること」についても、同様です。</p>
140	<p>・第227条の21第1項第5号            直前の事業年度中に手数料の額が第227条の16第1項の要件を満たすことが確実にした場合であっても、特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、当該事業年度の初日から遅滞なく行えば足りるという理解でよい。</p>	<p>基本的には、御理解のとおりです。ただし、改正法の施行日において規則第227条の16の要件を満たす場合には、当該通知は、改正法の施行日から遅滞なく行う必要があります。</p>
141	<p>・第227条の21第1項第5号            特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、判定事業年度の手数料収入が0円の所属保険会社等も含めて、全ての所属保険会社等を行う必要があるという理解でよい。また、判定事業年度の手数料収入が0円の所属保険会社も当該特定大規模乗合損害保険代理店に対して、第53条の13の2で求められる管理責任者の設置は必要か。</p>	<p>規則第227条の21第1項第5号に規定する「所属保険会社等」には、代理店委託契約を締結している所属保険会社等が含まれるため、いずれも御理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 保険募集の業務以外の業務により顧客の利益が害されることを防止するための措置（規則第227条の20）		
142	兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべき態勢整備について確認です。 保険金の支払の請求に関する業務について証拠を記録・保存しその内容について適切かつ十分に説明できる体制を整備することあります。不正請求を防止する取組として理解できます。ただ、この証拠を記録・保存する部署としては、専門性が高い内容のため、保険品質部門では難しいのではと感じます。整備などのサービス関連部署で証拠を記録保存する理解で問題ないですか？それとも、その部門のスタッフを保険品質部門に配属し、監査、記録保存するべきなのでしょうか？ご教示ください。	第227条の20に規定する措置について、当該措置を講じるべき部署は、必ずしも保険品質部門等の保険募集に関する部署に限定されず、自動車整備部門等の当該特定大規模乗合損害保険代理店である法人における適切な部署において当該措置が講じられていれば足りる。
143	兼業特定代理店 ・役割・業務内容・設置の範囲等(管理スパンの目安)について 具体的な考えを教えてください。	御質問の趣旨が明らかではないため、回答は差し控させていただきます。
144	・第227条の20第1項第1号 「保険金の支払の請求に関するものに限る」について、以下の場合は対象（苦情処理・内部監査・内部通報等）となるか。 1. 保険金請求に関する修理業務であるものの、当該事案における保険金請求先が所属保険会社以外の保険会社である場合 2. 保険金請求に関する修理業務であって、かつ当該事案における保険金請求先が所属保険会社であるものの、当該特定大規模乗合損害保険代理店が自動車保険や自賠責保険の募集を当該所属保険会社から受託していない場合 3. 保険金請求に関する修理業務であって、かつ当該事案における保険金請求先が所属保険会社であるものの、当該事案に関わる保険契約は、他の保険代理店等の扱いである場合 4. 当該特定大規模乗合損害保険代理店が取扱った保険契約であるものの、当該事案における自動車修理が他の修理工場で行われ、その保険金請求先が当該特定大規模乗合損害保険代理店の所属保険会社である場合 5. 当該特定大規模乗合損害保険代理店が取扱った保険契約であるものの、当該保険契約に基づく保険金請求が行われない場合（翌年の保険料引き上げを懸念するなどの理由により、顧客が保険金を請求しないなど）	ここでいう保険金の支払の請求とは、当該特定大規模乗合損害保険代理店において自動車修理等が行われ、その修理費等に関して保険金を当該特定大規模乗合損害保険代理店の所属保険会社等に請求することを指し、当該所属保険会社等からの委託種目の如何や当該保険金の根拠となる保険契約を取り扱ったか否か等その他の要件を問いません。 御意見の1及び5については、規則第227条の20第1項第1号に定める「保険募集の業務以外の業務」に含まれないと考えられます。ただし、1の場合であっても法令の趣旨に鑑みれば、法令に準じた措置を講じることが望ましいと考えられます。 2及び3については、対象となります。 4については、基本的に対象外となりますが、当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務を他の修理工場に委託する場合には対象となります。
145	・第227条の20第1項第4号 「対象業務の全部又は一部を委託する場合」とは、例えば、自動車の修理業務に関しては窓口業務のみを行っており、修理業務自体は外注している場合などが該当するという理解でよいか。	御理解のとおりです。当該特定大規模乗合損害保険代理店が顧客から受託した自動車の修理業務を第三者に再委託する場合等が想定されます。
146	・第227条の20第1項 第6号に規定されている「記録の保存」について、第3項に規定されている猶予期間を経過する前であって第1号から第4号までの措置を講じる前においては求められない理解でよいか。また、第1号から第4号までの措置が講じられた後においては、第3項に規定されている猶予期間を経過する前であっても、「記録の保存」が求められるという理解でよいか。	いずれも御理解のとおりです。
147	・第227条の20第1項第1号 「対象業務を特定するための体制整備」に関して、「業務」とは、「顧客の利益が不当に害されるおそれのある業務」という観点で業務を特定するものとの理解でよいか。 また、特定するための体制整備とは、新たに組織の設置や社内規則の整備が求められるという趣旨ではなく、特定大規模乗合損害保険代理店が保険募集の業務以外の業務として自動車の修理業及びこれに付随する業務を行っているか否かを確認（認識）することが求められるという趣旨でよいか。	前段については、御理解のとおりです。 後段について、規則第227条の20第1項第1号は、特定大規模乗合損害保険代理店が保険募集の業務以外の業務として自動車の修理業務及びこれに付随する業務を行っているか否かを確認（認識）するための体制整備を求めるものです。既にそのような体制が整備されている場合には、新たに組織の設置や社内規則の整備が求められるものではありません。
148	・第227条の20第1項第4号 ここでいう「保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するための体制の整備」は、所属保険会社への保険金請求が適切なものであることを管理する趣旨と理解している。例えば当該代理店が自動車の修理業務を外部に委託した場合は、所属保険会社への保険金請求の額に含まれる外注委託費が過大でないか等も含め適切に管理することが求められるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
149	兼業代理店における体制整備 規模・特性に応じて特大代に求められる態勢整備がなされる事が望ましい 一規模・特性、及び「望ましい」をどう捉えて良いか不明瞭	法令において、「規模・特性に応じて特大代に求められる態勢整備がなされる事が望ましい」といった規定はありません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
150	・兼業業務の監視体制 不正請求防止ガイドライン：板金塗装を下請けに出す際など、兼業業務において不正請求を未然に防ぐための適切な監視手法（モニタリング）の一定の解釈について（事例集等）具体的にご教示いただけると助かります。	貴重な御意見として承ります。
151	保険金支払いに関して、具体的にどのような状態が『不当な影響』にあたるのか、業種別のガイドラインを示してほしい。過度な監視義務は本業の効率を著しく低下させる可能性があります。	
○ その他（条文関係）		
152	・第215条の4、第227条の17、第227条の18、第227条の19 特定大規模乗合生命保険募集人または特定大規模乗合損害保険代理店として行う各種体制整備の対象に、少額短期保険について行う保険募集も含まれるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
153	・第215条の4、第227条の17、第227条の18、第227条の19、第227条の21 特定大規模乗合生命保険募集人（特定大規模乗合損害保険代理店）には「保険募集の業務」に関する体制整備が求められており、ここでの「保険募集」には、生命保険（損害保険）の募集に限らず全ての保険募集（生命保険、損害保険、少額短期保険等）が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	
154	・第215条の4、第227条の17、第227条の18、第227条の19、第227条の21 「新たに特定大規模乗合生命保険募集人（特定大規模乗合損害保険代理店）に該当することとなった日」は、新たに第215条の3第2項（第227条の16第2項）の要件を満たすこととなった判定事業年度末（当該事業年度の直前の事業年度末）の翌日を指すという理解でよろしいでしょうか。 また、改正法施行日時点における直前事業年度に第215条の3第2項（第227条の16第2項）の要件を満たしている代理店については、改正法施行日が「新たに特定大規模乗合生命保険募集人（特定大規模乗合損害保険代理店）に該当することとなった日」に当たるという理解でよろしいでしょうか。	いずれも御理解のとおりです。
155	（該当箇所） 第215条の4 （意見内容） 銀行等の金融機関にとっては、（特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置）について、規則第212条により弊害防止措置が課されており、特に「保険募集指針の策定・公表・実施」「法令等遵守責任者等の配置」は重複している。そのうえで、銀行等の金融機関が対象となることの背景・理由、要件差分をご教示いただきたい。	自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な乗合保険代理店に対して保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社との力関係が逆転する傾向にあることや、複数の保険会社が業務を委託することにより適切な教育・管理・指導が行き届きにくくなる傾向にあることは、保険代理店が銀行等の金融機関である場合であっても同じであると考えられます。 そのため、既に銀行窓販規制が課されている銀行においても、当該銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当する場合には、他の特定大規模乗合保険募集人と同じ措置を講ずべきものと考えます。 それぞれの要件差分については、法令で定めるとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
156	<p><b>【意見の対象】</b> 損害保険代理店の業務運営に関する指針(または関連する監督指針の一部改正案等)について</p> <p><b>【提出者の属性】</b> 自動車整備業・損害保険代理店(地方都市における中小事業者)</p> <p><b>【意見の趣旨】</b> 中小規模の自動車整備工場が担う「地域ユーザーへの事故対応サポート」という重要な機能が、一律で過度な体制整備要求によって失われないよう、事業規模に応じた柔軟な規制運用を強く求めます。</p> <p><b>【意見の理由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ユーザーにおける「ワンストップサービス」の必要性 現在、ダイレクト系(通販型)保険が一定のシェアに留まり、整備工場併設の代理店が支持されているのは、事故発生時に「車両の引き取り」「修理」「保険金請求の助言」を対面で一貫して受けられる安心感をユーザーが求めているからです。特に高齢者や地方在住者にとって、事故時の心理的不安を解消する地元での修理工場の存在は、消費者保護の観点からも極めて重要です。</li> <li>2. 中小事業者にとっての事務負担の非現実性 要請されている171項目におよぶチェックリストや、独立した内部監査制度の構築は、数名から十数名規模の整備工場にとって、本来の「技術提供」や「顧客対応」に割くべきリソースを著しく奪うものです。大手事業者で発生した不祥事を背景とした規制強化は理解しますが、小規模な専業代理店に対し、大規模組織と同等の管理体制を求めることは、実質的な「代理店廃止の強要」に等しいと感じております。</li> <li>3. 代理店減少による「保険難民」発生の懸念 過度な管理コスト増により整備工場が代理店業務を廃止せざるを得なくなれば、ユーザーは事故時にどこに連絡すべきか混乱し、適切なアドバイスを受けられない「保険・修理難民」が発生する恐れがあります。これは金融庁が掲げる「顧客本位の業務運営」に逆行する結果を招きかねません。</li> <li>4. 提案:事業規模に応じた「比例性の原則」の適用 全ての代理店に一律の厳格な監査・体制整備を求めるのではなく、販売実績や組織規模に応じた「比例性の原則」に基づき、中小事業者が現実的に運用可能なガイドラインの設定、または簡素化された代替策を認められるよう切望いたします。</li> </ol>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、特定大規模乗合保険募集人に該当しない保険代理店については、今般の保険業法令の改正により特定大規模乗合保険募集人に新たに求められる上乗せの措置を講じる義務はありません。</p> <p>また、御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「171項目におよぶチェックリスト」は、業界団体において策定されたものと理解しているところ、今般改正された保険業法令で規定されているものではなく、また、当該チェックリストは当庁が策定したものであるため、回答は差し控させていただきます。</p>
157	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定大規模乗合損害保険代理店に対して様々な責任者の設置が求められているが、規則で明示的に禁じられている場合を除き、兼務は禁じられていないという理解で良いか。</li> <li>(例)</li> <li>・法令等遵守責任者と営業所長等の営業部門の責任者の兼務</li> <li>・金融機関による保険募集業務(銀行窓販)の規制における法令等遵守責任者と特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守責任者との兼務</li> <li>・「内部監査の責任者」と「通報・相談に対応する責任者」の兼務</li> <li>・「統括責任者」とコンプライアンス、総務、営業推進等の他部門の責任者との兼務</li> <li>・特定大規模乗合損害保険代理店及び特定大規模乗合生命保険募集人のいずれにも該当する場合に、「特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守責任者」と「特定大規模生命保険募集人の法令等遵守責任者」の兼務</li> <li>・同様に「特定大規模乗合損害保険代理店の統括責任者」と「特定大規模乗合生命保険募集人の統括責任者」の兼務、「特定大規模乗合損害保険代理店の内部監査を定期的に行うための責任者」と「特定大規模乗合生命保険募集人の内部監査を定期的に行うための責任者」の兼務</li> <li>・「保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視する責任者」と「法令等遵守責任者」の兼務 等</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。ただし、法令等遵守責任者と営業所長等の営業部門の責任者の兼務については、その趣旨に鑑みれば、保険募集の業務に従事する者や、保険募集の挙績に係る責任を有する者とは異なる者が法令等遵守責任者となることが望ましいと考えられます。また、その他の兼務についても当該責任者としての機能を適切に発揮できることが必要と考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
○ その他(全般)		
158	<p>【意見の趣旨】 一律で過度な体制整備要求は、地域密着型の修理工場による「保険のコンサルティング機能」を消失させ、結果として消費者が不適切な保険契約に陥るリスクを高める。事業規模に応じた柔軟な規制運用を求める。</p> <p>【意見の理由】 1. ダイレクト型保険(通販型)普及に伴う「無保険・不適切加入」のリスク増大 近年、インターネットを通じて手軽に加入できるダイレクト型保険が普及していますが、一方でユーザー自身が内容を十分に理解せず、「補償の抜け漏れ」がある状態で加入しているケースが散見されます。 当工場のような現場には、ユーザーから「ネットで入ったが、本当にこれで大丈夫か診断してほしい」という要望が頻繁に寄せられています。特約の重複(無駄な保険料)や、必要な補償(対物超過や弁護士特約など)の欠如を指摘し、是正をアドバイスすることは、消費者の財産を守る重要なセーフティネットとなっています。</p> <p>2. 事故現場・修理現場を知るプロによる「生きたアドバイス」の価値 整備工場は、実際に事故車両を扱い、損害の大きさを目の当たりにしている「現場のプロ」です。机上の計算ではない、実体験に基づいた保険診断は、通販型では決して得られない価値です。 金融庁が求める厳格な体制整備(171項目のチェックや独立した内部監査等)は、こうした質の高いアドバイスを提供している中小の整備工場の存続を脅かすものです。事務作業の肥大化により代理店廃止が加速すれば、ユーザーは「身近な相談相手」を失い、適切な保険に加入できない「保険リテラシーの格差」が拡大します。</p> <p>3. 「形式的ガバナンス」から「実質的な消費者利益」への焦点化 大手損保等での不祥事を受けた規制強化の意図は理解しますが、小規模な整備工場代理店において優先されるべきは、形式的な内部監査体制の構築よりも、地域ユーザーに対する適切な情報提供と事故時の誠実な対応です。 画一的なチェックリストによる管理は、中小事業者の経営を圧迫し、結果として消費者の選択肢を狭める(通販型に頼らざるを得なくなる)こととなります。これは、消費者が真に求めている「安心感」の提供を妨げるものであり、規制の目的である「消費者保護」と矛盾する結果を招きかねません。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「171項目のチェック」リストは、業界団体において策定されたものと理解しているところ、今般改正された保険業法令で規定されているものではなく、また、当該チェックリストは当庁が策定したものでもないため、回答は差し控えてさせていただきます。</p>
159	<p>今回示されている大規模保険代理店に対する上乗せ規制の方向性について、顧客利益の保護および保険業界全体の健全性を高める観点から、非常に意義のある取り組みであると考えています。</p> <p>一方で、本規制が実効性を持ち、形骸化せずに本来の目的を果たすためには、現場の実態を踏まえた運用面への配慮が重要であると感じています。</p> <p>現在、保険代理店の現場には、人材育成の状況や業務プロセスの成熟度、組織体制などにおいて大きな差があります。特に、フィデューシャリー・デューティーの中核を成す意向把握や適切な比較・説明は、マニュアル整備や研修の実施のみで短期間に定着するものではなく、実践と振り返りを積み重ねながら時間をかけて習得していく性質の業務であると考えます。</p> <p>そのため、一定水準を一律に求める形で規制が運用された場合、対応力が十分でない代理店においては、実態が伴わない形式的な対応や書類整備のみを優先する動きが生じるリスクも想定されます。これは結果として、顧客利益の確保という本来の目的と乖離する可能性があるのではないかと懸念しています。</p> <p>制度の実効性を高める観点から、代理店の現状レベルに応じた段階的・発展的な基準や到達目安を示すことをご検討いただけないでしょうか。例えば、最低限求められる基礎的対応、一定の成熟度を前提とした実践的対応、さらに高度な内部管理・検証体制といった段階を明示することで、代理店側が自らの立ち位置を理解し、無理のない形で改善に取り組みやすくなると考えます。</p> <p>現場としても、制度の趣旨を正しく理解し、顧客利益と業界の信頼性向上に貢献していきたいという思いは強くあります。本規制が、現場との協力関係のもとで実効性ある制度として定着することを期待しています。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
160	<p>体制整備義務の強化を特定大規模乗合保険募集人へのみ求める方針に反対する。</p> <p>すでにこの業界では、一定程度の優遇募集人が、規模が大きく現行求められる一定程度の体制整備がされた代理店を離脱し、規制の緩い代理店へ転籍あるいは自身で独立する事例が多発している。また、今回の特定大規模乗合保険募集人への規制強化によって、特定大規模乗合保険募集人では体制整備費用が発生することから、募集人の収入水準が下がることが予想され、収入水準維持を目的にさらにその動きが加速することが予想される。今回の規制でそうした悪質な募集人が闇に潜り、より捕捉困難な状態になるのではないかと危惧するところだ</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
161	<p>一般顧客にとって、特定大規模乗合保険募集人を判別する方法がないことを問題視したい。今回のような強化された体制をもった代理店で保険加入をしたいと考えることは顧客として合理的な判断であると考えますが、顧客サイドでみたときに、どこがそういった特定大規模乗合保険募集人であるのか判断する方法がない。(生保協会の実施する「認定代理店」制度では、「調査中」「停止」などの状態がなぜその状態なのか、協会・代理店サイドどちらにおいてもその理由の回答がなく使い物にならない。さらにいえば、「生命保険協会からみた『特筆すべき事項』』として、あまりにも低レベルなことを誇らしげに書いてある)</p> <p>ついでには何かしらの方法で特定大規模乗合保険募集人であることを顧客が判別できる方法を設けてはいただけないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
162	<p>保険会社に特定大規模乗合保険募集人に対する教育・管理・指導が義務付けられたが、特定大規模乗合保険代理店は多いところで40社以上の所属保険会社があるところ、40社以上の保険会社から特定大規模乗合保険募集人が教育・管理・指導を受けることが現実的なのか確認したい。</p> <p>また、40社以上の所属保険会社から教育・管理・指導がなされた場合、それらの内容が異なることが想定されるが、その場合、特定大規模乗合保険募集人はどのような対応をとればよいのか確認したい。</p> <p>さらに、このような状況を改善するためには、所属保険会社が各社の教育・管理・指導等に関する情報の共有や、どのような教育・管理・指導を実施すべきかについて事前に話し合い調整すること等が考えられるが、そのような行為は金融庁の監督指針等の要請に基づくものであることから、独占禁止法のカルテル・談合等に該当しないことを確認したい。</p>	<p>保険募集人に対する保険会社の教育・管理・指導は、法第100条の2第1項及び規則第53条第1項第3号に基づき行われているもので、その対象は、特定大規模乗合保険募集人に限られません。</p> <p>保険募集人には、保険会社による教育・管理・指導を踏まえつつ、適切な業務運営を行うことが求められていると考えられます。</p> <p>そのような保険会社による教育・管理・指導に関する情報の共有等が独禁法に抵触するかについては、金融庁の所管外の事項であり、金融庁からの回答は差し控させていただきます。</p>
163	<p>私は自動車販売営業の責任者かつ、保険の責任者もしています。募集業務を遮断してしまうと自動車販売時にできる保険の話もできなくなります。あまり現実的ではないと思います。</p> <p>比較推奨販売に力を入れるほど、お客様の選択肢は広がり逆にお客様は困ると思います。実際にオールメーカーを扱う自動車販売店は、オールメーカーの説明や見積もりを出さないと困ります。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
164	<p>今回の体制整備そもそも自動車会社の代理店業務を認めている時点でおかしい。</p> <p>保険会社にとって自動車会社はお客様であるため、多少のサポートがあってもかまわない。不正なものにお金を払うのは行き過ぎているが、保険会社のスタッフが成績を伸ばすため代理店の業務のサポートを行うのは普通金融庁の考え方が行き過ぎていると思う。保険会社と1部大手中古車専門店の癒着でまともな自動車販売店が損をし、当事者の保険会社社員の負担が減るのはおかしい。</p> <p>私は自動車ディーラー社員ですが、例えば金融庁の理論でいくとタイヤを売るためにタイヤ販売元がイベントをサポートし、自社のタイヤの販売本数を伸ばそうとするのはダメと言っているようなものです。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
165	<p>・特定大規模代理店に対する体制整備強化について</p> <p>当社は特定大規模代理店には該当しませんが、募集品質の向上への改正自体には賛同いたします。</p> <p>ただし、改定項目について具体的な要件や範囲について、代理店が適切に対応できるよう明確化が不可欠であり、解釈の幅が生じないような基準設定が必要だと考えます。</p> <p>また、中小規模代理店が体制整備強化に準じた対応を行う場合、代理店規模や業態に応じた段階的・柔軟な体制要件とするなど過度な体制要件とならないような設定が必要であると考えます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
(3) その他		
○ 規模が大きい特定保険募集人（規則第236条の2）		
166	<p>・第236条の2</p> <p>本条項が改正されている背景をご教示いただきたい。</p> <p>また、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に関するパブリックコメントNo.144では、「規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です」と回答があるが、この解釈は変わらないという理解でよいか。</p> <p>また、その他の本条項に関するパブリックコメントの回答についても、本改正により解釈に変更があるものではないという理解でよいか。</p>	<p>規則第215条の3及び第227条の16を新設することに伴う技術的な改正です。規則第236条の2の既存の解釈を変更するものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 事業報告書（規則別紙様式第25号の2、規則別紙様式第25号の3）		
167	<p>(特定大規模乗合損害保険代理店の要件)第227条の16の1項には20億円と規定され、2項に所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が20億円以上が該当する旨が記載されている。日本損害保険協会が2022年12月1日に改定した「規模が大きい特定保険募集人用 帳簿保存・事業報告書 対応ガイドライン」には、3頁に手数料等の考え方の注釈があり、「手数料等の額には、消費税は含まれません。」と明確に記載されている。</p> <p>一方で、実際の事業報告書の「2. 取扱保険契約等の状況」における募集手数料欄は、記載上の注意に「募集手数料(報酬その他の対価の額を含む。）」は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき収入実績を記載すること。」とあるが、保険会社から提供される手数料等のデータは消費税込みの金額となっている。</p> <p>法人保険代理店で経理会計は税抜き方式を選択している場合、事業報告書に記載する手数料等は、保険会社から提供される手数料等のデータから消費税額を控除した額を記載してもよいか。</p>	御理解のとおりです。
168	別紙様式第25号の2(第238条第1項関係)(法人の場合)事業報告書の1. 事業概要(18) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況[研修費用]につき、保険会社が販売している特定の商品概要や改定内容に関する研修は保険募集に該当する事項であり、年間回数程度の定期研修の実施や、新商品や商品改定の際の研修実施については原則として記載する必要はないという理解でよいか。	別紙様式第25号の2における1. (18)「保険募集を除く保険会社等との取引の状況」については、規模が大きい特定保険募集人等が、保険募集を行った際に保険会社等から受領する手数料等以外の各種取引の状況を記載することを目的とした項目です。「年間回数程度の定期研修」については必ずしも詳細が明らかではありませんが、ご記載の保険会社等が実施する「新商品や商品改定の際の研修」ほか各種研修のうち、保険会社等において例えば宿泊費等の何らか費用の負担を行っているものについて、記載いただくことを想定しています。
169	<p>○別紙様式(別紙様式第25号の2、別紙様式第25号の3) 関連</p> <p>・法人版1. 事業概要(11) 保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等 当項目について、フランチャイズに関する実態把握の精緻化(加盟店一覧の追加等)が目的であると認識しておりますが、課題認識等について背景やご意図がございましたら、ご教授いただけると幸いです。</p> <p>・法人版1. 事業概要(18) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況ア. 保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容</p> <p>監督指針では「『過度の』便宜供与の判断基準に係る社内規則等への規定」とされているところでありますが、当記載内容に基づき、報告される社内規則・基準等の内容は、『過度の』便宜供与に関するものと考えられるが、あえて、当項目で『過度の』としていないのは、過度ではない便宜供与も含めて、幅広く確認するため、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・法人版1. 事業概要(18) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況</p> <p>イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況」において、1. 保険会社等からの出向、2. 保険募集に関する事務の代行、3. 広告出稿、4. 研修費用、5. システム費用、を設けておりますが、当該類型を選択されたことについて、課題認識やご意図等がございましたら、ご教示いただけると幸いです。</p> <p>・法人版1. 事業概要(20) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況</p> <p>当項目について、システムの導入状況の精緻化が目的と存じますが、導入(更新)時期を追加した課題認識について、背景・ご意図等について、ご教授いただけますと幸いです。</p> <p>・法人版2. 取扱保険契約等の状況(1) 取扱保険契約等 ア. 生命保険(2) 取扱保険契約(直近3か年度)</p> <p>(2) イ2 保険契約の内訳の生命保険「手数料総額」について、(記載上の注意)において、「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること、と定められておりますが、(1)アの「募集手数料合計(基本・継続・品質含む)」と同義である、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・個人版(23) 保険募集指針の策定状況</p> <p>「特定大規模乗合保険募集人」への上乗せ規制として検討されているものであるが、個人版にも追加した背景やご意図をご教授いただけますと幸いです。</p> <p>・別紙様式全般</p> <p>事業報告書の新様式の適用開始時期について、ご教授いただけますと幸いです。26年3月末に決算期を迎える代理店が、26年5月～6月末頃に、新様式の事業報告書を提出することを想定すると、「特定大規模乗合保険募集人に該当するか」等の項目があることを考慮すると、猶予期間等の措置も考えられるかと存じますがいかがでしょうか。</p>	<p>1 点目について、現行の様式では、保険募集人指導事業の有無・加盟店数の推移の状況等を報告させるのみとなっておりますが、当局として代理店がどの事業者とフランチャイズ関係を持っているか等について、実態把握の精緻化を図る必要があることから、改正を行うものです。</p> <p>2 点目については御理解のとおりです。</p> <p>3 点目について、記載した出向(①)、役務の提供(②)、費用の負担(③④⑤)等については、保険会社等と保険代理店の適切な関係性を構築する上で、両者の関係性を示す取引並びにその状況等を把握する必要があることから、改正案の様式に追加したものです。なお、例示いただいたもの以外の類型は、基本的に⑥「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」にて報告いただくこととなります。</p> <p>4 点目について、近年幅広い態でシステム障害やサイバー攻撃等が発生している中、特にサイバーセキュリティの観点で、システム管理は大型代理店においても重要と考えております。従来の項目で設けていた「使用用途」だけでなく、導入時期(更新時期)も追加で報告させることで、代理店におけるシステムの対策等を適切に行っているかを確認したいと考え、改正を行うものです。</p> <p>5 点目については御理解のとおりです。</p> <p>6 点目について、保険募集指針の策定等については、一義的には「特定大規模乗合生命保険募集人」又は「特定大規模乗合損害保険代理店」に該当する場合、対応義務が生じるものです。一連の業法改正等の趣旨を踏まえ、前広に体制整備を進める先も一定程度存在すると考えられますので、好事例の収集を目的としています。</p> <p>7 点目について、改正法の施行の日(令和8年6月1日)と同日での適用開始となります。3月末決算の先は、法令上3ヶ月後の6月末までに事業報告書を提出する必要がありますが、改正の趣旨等を踏まえ、可能な限り新様式での提出を求めるとします。また、規則上では、ご質問のとおり猶予期間が設けられる規定もありますが、各代理店の体制整備状況は様々であること、事業報告書の提出は毎事業年度単位であることも踏まえ、事業報告書の新様式において猶予期間を設けることは不要と考えます。なお、規則の改正内容のうち猶予期間が定められている項目については、猶予期間内の場合、事業報告書上はその時点の状況を記載いただくことで問題ありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
170	<p>1.概要 令和7年改正保険業法に係る「保険業法施行規則」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案の疑問点等に対する意見・ご質問等</p> <p>2.本文 (3)監督指針II-4-2-11 別紙様式25号の2等 関連の確認 「特定保険募集人」の事業報告書の新様式について確認したい。 (ア)事業報告書の新様式における「保険募集を除く保険会社等との取引状況」及び「保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況」は、「過度な便宜供与等の観点」から追加になっていると思われるが、保険会社の実施するお客さま向け有料ソリューションの提供・提案(代理店への収益還元があるケースあり)も含まれるとの認識でよいか。また、「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」にあたるとの認識でよいか。 (イ)また、上記ソリューション提供・提案については、保険募集ではないので、保険募集のような比較推奨は不要との認識で良いか。</p>	(ア)及び(イ)について、ご質問の事例の詳細が必ずしも明らかではないため、一律にお答えすることは困難です。
171	<p>事業報告書法人版1.(18)ウ.について、「保険会社等との取引等が比較推奨販売に与える影響の確認・検証方法」の着眼点が「記載上の留意点」に何ら記載されておらず、このままだと代理店によって当該項目の記載の粒度に相当のバラツキが生じるのではないかと。例えば、1.(24)イ.の「内部通報の処理に関する事項」の方では「保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること」と記載されている。(18)ウ. の報告を重視しているのであれば、最低でも、誰が何をいつどの程度の頻度で確認・検証することとしているか、記載させるように明示した方がよいのではないかと。</p>	各特定保険募集人における体制整備状況等については、規模・特性に応じて様々であると考えられますが、ご意見にあるような確認・検証方法についても、「保険会社等との取引等が比較推奨販売に与える影響の確認・検証方法」の一例と考えます。
172	<p>事業報告書法人版1.(19)で「募集手数料」という用語が、2.(2)において「手数料総額」という用語が用いられているが、当該手数料には、代理店の募集品質に応じて支払う手数料(募集品質手数料などと呼称されるもの)を含めるとの理解でよいか。</p>	事業報告書法人版1.(19)に記載されている「募集手数料」及び2.(2)に記載されている「手数料総額」には、いずれも募集品質によって保険会社から代理店に支払われる手数料を含みます。
173	<p>事業報告書について、法人版1.(18)イ. ⑥の項目名が「その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等」と記載されている。便宜供与という言葉が本項目以外で使用されており、また便宜供与の留意点が含まれる監督指針II-4では「経営支援」という用語は出てこないと思われるが、本項目で敢えて「便宜供与」ではなく「経営支援を目的とした取引等」と記載している意図は何かあるのか。また、どの程度まで記載が求められるのかやや不明瞭に思えるが、そこは代理店の主観的な自由な判断に委ねてしまっているということなのか。「記載上の注意」にもう少し補足等を追記した方がよいのではないかと。</p>	<p>前段については、必ずしも便宜供与とみなされない、特定保険募集人と保険会社等の一般的な取引状況を適切に把握するために、「経営支援を目的とした取引等」という項目名としたものです。</p> <p>後段については、「イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況」という項目名のとおり、特定保険募集人において重要と判断するものについて、記載する必要があります。</p>
○ その他		
174	<p>令和7年保険業法改正は良いと思いますが、その対応について意見を述べさせていただきます。</p> <p>業法改正ガイドラインが出た後、各損保生保会社による厳しい指導・体制変更が始まっております。損保会社は便宜供与に過敏になり、代理店訪問はやめ、電話も禁止し、人を介し何もしてくれなくなりました。それにより損保では代理店廃業、生保では乗合保険会社の縮小の動きがすでに多く始まっております。生保は比較推奨のハ方式がなくなる理由が多いです。</p> <p>それを見て思うのが、すでに契約をいただいているお客様が放り出され難民のようになっている気がします。特に生命保険は長い契約が多いため、乗合をやめた保険会社のお客様は保険会社直扱となるか、他代理店へ移管されることとなります。それはお客様の本意ではでしょうか？お客様は自身で加入した代理店で面倒を見てほしいと思っているはずで、直扱いとなったお客様のアフターフォロー(契約保全)が保険会社にできるのでしょうか？そんな難民のようなお客様が多く生まれるのは悲しいことです。</p> <p>業法改正により我々代理店が体制整備を行うのはもちろんですが、保険会社も新しい体制・制度を考える必要があるのではないのでしょうか？たとえば、新契約の取扱いができない保全のみ行う代理店制度を新たに作っても良いと思います。であれば、多くの代理店が悩んでいる比較推奨の問題は解消でき、お客様も喜ぶのではないのでしょうか？</p> <p>「顧客本位の業務運営」を目指す中で、代理店のいないお客様を多く生んでしまうのはお客様本位ではないと思います。保険会社はすでにあるお客様のことも考えることも重要だと思います。</p>	貴重な御意見として承ります。
175	<p>自賠償保険のみの契約の保険代理店を保険業法改正により自賠償保険も同じ扱いになるのは到底納得できないものである。</p> <p>自賠償保険は同じ規約の元、強制保険ともいわれるように強制であり、一括して国が全国民に周知するべき内容であり、それを個々の自賠償のみ契約の保険代理店に強いるのは多大な時間損失でありまったく合理性を欠いた方法だと言わざるを得ない。</p> <p>今回の内容も国と保険代理店の今後の責任逃れに過ぎず保険契約者の利を考慮しているとは到底思えない。</p>	貴重な御意見として承ります。
176	<p>代理店より先に各保険会社のメーカーが体制整備した方がよいと思います。個人情報漏洩のニュースが絶えていません。</p>	貴重な御意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
177	<p>今回の改正(案)から派生した意見となりますこと、ご容赦願います。</p> <p>顧客本位の業務運営を実現できない保険会社と代理店が判断した場合に、代理店はお客様を守るために顧客本位の業務運営を実現できる保険会社に取扱契約を移行していくことが考えられます。その際に、代理店が業務を継続していくうえで課題となるのが手数料収益となります。</p> <p>現在の各保険会社の代理店手数料体系は、挙績や増収率、〇〇特約の付帯率(某保険会社においては〇〇特約を付帯できない契約を分母として算入しており、申し入れをしても是正されないとの話もあります)、お客様アンケートの回答率(某保険会社においては代理店へアンケート結果を提供する際に情報を漏れいさせたため、契約を特定できないようにしているとの話もあり、お客様の声の背景や意図を表面的にしか確認できなくなった結果、代理店が然るべき対応を行えない現状となっている様子)等の要件があり、代理店が契約移行を行いお客様を守るための障害となっています。</p> <p>先般の大型代理店の不祥事を鑑みれば、挙績が大きければ顧客本位の業務運営を実現できるとは言い切れませんし、増収率は保険料ビッドで負けて大口契約が脱落すれば減収する可能性も多分にありますので、顧客本位の業務運営とは一線を画すものではないかと考えられます。</p> <p>今般、顧客本位の業務運営を実現するために業界共通の代理店業務品質評価制度の立ち上げが決定しており、代理店業務品質評価制度の達成度合いに応じて手数料ポイントを定める仕組みを作ることで、顧客本位の業務運営を実現できない保険会社からお客様を守ることが可能になるものと思料します。</p> <p>2024年9月19日、損保協会が「代理店手数料ポイント制度の考え方に会員各社が賛同」のニュースリリースを発信していることから、代理店業務品質評価制度を基準として手数料ポイントを定めることに反対意見はないのではないかと考えます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
178	<p>過度な負担がかかる</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
179	<p>法改正について、金融庁の方に考慮していただきたいことを列挙していきます。拙い文章ではありますが、ぜひ、ご一読ください。よろしく申し上げます。</p> <p>1 保険会社と保険代理店の関係について</p> <p>今回の改正の発端となったのは、不正が明るみに出たからだと思料ですが、保険会社は「お客様本位の業務運営」という言葉を盾にして、保険代理店へ不当な圧力をかけています。</p> <p>これは、独占禁止法の優越的地位の乱用に該当する行為であり、手数料ポイントを自由に操作できるのは抑制すべきと思います。過去に手数料ポイントに影響する項目として、自動車販売の斡旋、ドライブレコーダーの販売、生命保険の契約実績などがありました。詳細を調べていただければ、「お客様本位の業務運営」と手数料ポイントの関連性がないものは多数あり、そのことによっても手数料ポイントを下げられることは、保険会社の利益を優先しているだけです。</p> <p>2 代理店業務の複雑化</p> <p>保険業法改正に伴って、保険会社は保険代理店に対して、複数の業務を押し付けています。以前は、保険会社が保険契約の満期案内や申込書を印刷して送付していましたが、現在は保険代理店に業務を丸投げしています。お客様からの不満を受けるのは代理店ですが、利益の損失補填もなく、黙っているのが現状です。</p> <p>3 手数料制度の基本的な見直し</p> <p>現在の手数料制度は、代理店に対して達成できないような目標を設定すれば、保険会社に利益が残るシステムになっています。手数料ポイントを下げ、代理店へ支払う手数料を下げれば、保険会社は利益率が上がります。すべての代理店に支払う手数料の総額は変わらずに、品質面で優れた代理店に多く支払うのなら、理屈が通りますが、代理店手数料を引き下げることが目的としたような目標設定はおかしいと思います。</p> <p>4 コールゼロ運動について</p> <p>保険会社に対して、保険代理店の募集人から電話をかけてこないようにという「コールゼロ運動」なるものが始まりました。お客様本位の業務運営を實踐するには、保険代理店は常に携帯電話を持参し、24時間体制で対応していますが、お客様からの緊急の問い合わせについても即答できない現状です。</p> <p>代理店への特別な利益供与に該当するからダメとか、耳障りの良い言葉で断っていますが、金融庁の監督指針の解釈が、保険会社都合のものが多く、金融庁が目指しているものとか離れているのではないかと疑問に思います。</p> <p>取り留めない文章になりましたが、提出期限まで時間がないので、取り急ぎ思いついた内容で提出します。ご検討をお願いします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
180	<p>1. 意見の趣旨 令和7年12月17日付で公表された「保険業法改正に係る内閣府令(案)及び監督指針等の改正(案)」においては、保険募集における顧客本位の業務運営、募集の適正性、内部管理体制の強化が重要な制度目的として示されている。本意見は、これらの制度目的との関係において、近年見受けられる保険会社による各種「経営コンサルティング的サービス」の提供の在り方について、利用者保護および専門職制度との整合性の観点から整理を求めるものである。</p> <p>2. 保険会社による付加価値サービスの位置づけと利用者の誤認 近年、保険会社が保険募集活動の一環として、就業規則の診断、人事労務に関する助言、自社株評価、退職金分析等のサービスを、無償又は実質的に無償で提供する事例が見受けられる。これらのサービスは、実態としては、当該保険会社の保険商品を購入してもらうことを目的とした「保険募集上の付加価値」として位置づけられている場合が多い。 一方で、利用者にとっては、これらのサービスが中立的かつ専門的な経営支援であるとの期待が生じやすく、サービスの提供目的と利用者が認識する価値との間に乖離が生じている可能性がある。このような乖離が明示されないままサービスが提供される場合、利用者に対し、当該サービスが「顧客にとって最善の解決策を提示する専門的助言」であるとの誤認を生じさせるおそれがある。</p> <p>3. 専門職制度との関係および登録制度を前提とした業務の性質 就業規則および退職金規程等は、労働関係法令に基づき作成・整備される重要な帳簿書類であり、その作成・変更・内容に関する判断や助言は、高度な専門的知見を要する分野である。社会保険労務士法は、労働関係法令および社会保険関係法令に関する帳簿書類の作成や相談・助言を、社会保険労務士の業務として制度上位置づけ、資格取得および登録を前提とした独立した遂行を予定している。 また、非上場株式の評価やシミュレーションは、税法の解釈と密接に関連し、税理士法において、登録制度に基づく専門性・独立性・責任を前提として税理士が担うことを予定している分野である。 これらの業務は、いずれも、専門職による関与と責任の所在を前提として制度設計および実務慣行が形成されてきたものであり、いわば「専門職制度を基礎として成立している業務領域」である。</p> <p>4. 保険会社による内製化サービスと内部管理体制上の課題 保険会社が、これら専門性を要する業務を自社社員により内製化して提供する場合、当該社員が社会保険労務士や税理士の資格を有していたとしても、登録を行っていないケースが想定される。この場合、専門職制度が前提としている登録に基づく業務責任、懲戒制度、職業倫理規程といった枠組みが形式的には存在せず、利用者にとって責任の所在や判断の独立性が外形的に把握しにくくなる。 また、これらのサービスについては、保険商品と同様の品質基準の設定、審査・承認プロセス、継続的なモニタリングや苦情対応といった内部管理体制が必ずしも明確に整備されていない場合がある。加えて、パンフレット等に付される「一般的な情報提供である」「専門家への相談を推奨する」といった注意書きについても、サービス内容自体が高度に専門的である以上、利用者の誤認を実質的に解消するには限界があると考えられる。</p> <p>5. 意見の結論 以上を踏まえ、金融庁においては、 ・保険会社が提供する付加価値サービスの目的および位置づけの明確化 ・専門職制度を基礎として成立している業務領域との関係整理 ・形式的な注意書きに依拠しない、実質的な誤認防止の在り方 ・当該サービスに関する内部管理体制および品質担保の考え方 について、監督指針やQ&amp;A等により一定の方向性を示すことが望ましいと考える。 以上</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
181	<p>新保険業法(案)における代理店手数料算定の在り方に関する意見  新保険業法(案)において示されている代理店手数料の考え方、ならびにこれを踏まえた保険会社の運用動向を見ると、代理店の業務品質等を評価する指標の一つとして、「損害保険大学課程の資格保有者数」を用い、手数料算定に反映させる動きが、一部の保険会社において既に実施されている状況が見受けられます。</p> <p>損害保険大学課程は、保険実務に関する一定の知識習得を目的とした教育制度であり、その存在意義自体を否定するものではありません。しかし、同課程で扱われる法律・税務等の知識は、あくまで保険業務を理解するための基礎的・補助的なものであり、弁護士や税理士、公認会計士といった国家資格者が有する専門性とは明確に区別されるべきものです。</p> <p>にもかかわらず、資格保有者数を代理店手数料の算定基準とする運用が広がった場合、代理店に対し、法律や税務に関する助言を行うことが期待されているかのような誤ったメッセージを与えかねません。その結果、中途半端な専門知識に基づく説明や助言が行われ、顧客とのトラブルを招くおそれがあるほか、土業の業務範囲との関係で法令上の問題が生じる可能性も否定できません。</p> <p>実際、近年の行政書士法をはじめとする各種土業関連法令においては、無資格者による業務類似行為への規制や注意喚起が強化されており、業務範囲の明確化と消費者保護の重要性が改めて指摘されています。このような状況を踏まえると、代理店手数料制度を通じて、代理店が本来担うべき役割を超えた行為を誘発するおそれのある評価指標を用いることには、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>代理店に求められる本来の役割は、保険商品の内容や補償の仕組みを正確かつ分かりやすく説明し、顧客の意向を適切に把握した上で、最適な保険提案を行うことであり、法律・税務に関する専門的判断や助言を行うことではありません。</p> <p>以上を踏まえ、新保険業法(案)の趣旨を踏まえた代理店手数料の運用にあたっては、特定の資格保有者数を形式的に評価指標とすることの是非について再考を促すとともに、代理店の業務範囲の適正化および消費者保護の観点をより重視した制度運用がなされることを強く要望いたします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
182	<p>損害保険・生命保険の保険代理店をしております。今回の保険業法改正において、保険会社目線では、1社専属になってほしいので、専属ポイント(またはポイントに差)を付け、損害保険の乗り合い代理店と専属代理店とで手数料を大きく変えてきます。</p> <p>保険会社としては、専属と乗り合い代理店とでポイントを変える理由があるのは分かりますが、顧客のためを思って乗り合いをしている代理店にとって、乗り合いというだけでポイント体系を変えられると経営に関わる大きな問題となります。従来より乗り合いの代理店が「比較推奨」をすると今まで以上に他社に乗り換えられるかもしれないと保険会社が懸念する気持ちは分かりますが、そんな理由でポイントを縛り専属代理店にさせようとするに強い憤りを感じます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
183	<p>私は保険会社のOBで現在は所謂企業代理店(大規模特定ではない)に勤務しています。</p> <p>業法改正、監督指針の改正により現場で何が起きているかお伝えします。(代理店も業界の一員ですが)この度の業法改正の背景にある不祥事は損保会社によるものと理解しています(BMや情報漏洩の件も損保が深く関与)。改正の概要に「(4) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止」がありますが、現状、損保はこれを拡大解釈して代理店に業務を押し付けています。</p> <p>例えば、損保が内規割引を適用する大規模物件(火災・新種等)の保険料計算は(一物二価防止等のため)保険会社が行っていましたが、昨今は、これが代理店への便宜供与にあたるとして、代理店に保険料を計算させて、割引適用可否を損保に伺い立てるよう事務ルールを変えました。当社は急遽人員を増強し何とか対応していますが、法改正に便乗して損保が代理店に業務を押し付けていると強く感じています(弱いものいじめ)。昨今の社会情勢は下請法が取適法に改正されるなど、商取引上の強者と弱者の関係が見直されています。一方の損保業界は、損保が商品を作り、事務を決め、代理店がやる業務を決め(最近押付多発)、代理店手数料を決め(成績・品質?で上下)、損保の言うことを聞かないイコール金融庁の言うことを聞かないと言ってくるのが現状。今の代理店制度は強者が弱者を搾取る仕組みで、法改正の後の運用は損保協会が細目を決めるとのことですが、業界団体が作るルールは、泥棒が法律を作っていると感じています。健全な業として発展し、個人生活や企業活動の安定・支援を果たすためには、旧態依然とした業界の文化が変わる必要があります。特に代理店制度(対応な関係)の見直しやフローカーの活用推進が必要と考えます。</p> <p>このままではお客様や代理店の意見を聞かず、損保が好き放題やる業界になってしまいます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
184	<p>自動車DL代理店として意見を記載させていただきます。まず今般の保険業法改正自体については、損害保険がこれまで以上にお客様本位の業務運営を重視する内容となり賛成です。一方でその内容については正直なところ現場をよく見していない、お役所仕事のやっつけ感が否めません。</p> <p>まず業法改正自体については正確な法改正時期やその内容が未定であるにも関わらず関係各所には待たなしであるため施行前からの準備が必要と案内されており、変更があるかもしれない未確定のものに対して準備をすることは非常に負担感が強いと思います。また、その内容も法律のため仕方がないが、非常に難解なものとなっており保険会社の社員でさえも解釈が異なる現状です。一般的な法令であれば様々な解釈があり幅があることはよいと思うが、保険業法においてはそのようなふわふわした尺度ではなくきっぱりこれはダメ、これはOKと尺度を示す必要があるのではないかと。ケースバイケースと解説書には記載があるがケースバイケースこそがこれまでの保険業をゆがめてきた原因でもあると思うのでそういった尺度をしっかりと示すことが国として必要なことではないかと考えます。</p> <p>また過度な便宜供与についても疑問が残る。そもそも便宜供与は保険業をゆがめる悪しき慣習であることは理解したうえで、改正案ではさも代理店に責任があり改善しなければならぬと見えるような改正がされている。もちろんそれをこれまで良しとしてきた代理店にも問題があるが、事の発端は保険料が一律だった時代、「自賠一件血の一滴」と謳い便宜供与を重ねることで契約を勝ち取ったり、にぎりをとってきた保険会社に大きな責任があるのではないかと。便宜供与自体も過度な、となっており非常にふわふわしており口八丁でどうとでもなる内容だったことに疑問を感じる。しっかり止めたいのであれば便宜供与の例を明示したうえで便宜供与が発覚した時点で保険会社も代理店も一発で業務停止となるような重い罰則を設けるべきではないだろうか？また別の視点として今回の改正により表面上便宜供与は禁止されることとなるが、例えば身銭を切って商品を買ってくれた(便宜とは関係なく)保険会社担当者に対し現場単位ではその人の保険を多く優先して取ってあげようと思うのは便宜云々の前に営業として当たり前なことではないか。金融サービス以外の業界ではそのようなことは当たり前に行われている。金融商品としてまた公共性の高い商品だから金融法に当てはめて考えるという意見もわかるがそれであれば保険会社の商品を買っているだけの現場(代理店)に対し独自の解釈でいろいろやれというのは非常に難しい。もちろんそこまでの覚悟と意識をもって保険業に取り組むのがそもそもではあるが現状の乱立する保険代理店を見るとそこまでの覚悟を持った代理店がいかに少ないのか疑問である。またそれらはシェアや収益のため代理店を乱立した保険会社にも責任があり、またそこまでの覚悟と知識を持って取り組む仕事であれば基礎試験のような一夜付けで合格できるような簡単な試験ではなく、国家資格としなかった国にも責任があると思う。</p> <p>そのため代理店業(特に自動車保険)に金融業の法律を当てはめること自体ナンセンスなのではと思う。</p> <p>また公共性が高く、、、というのであればいっそ民間で損害保険の取り扱いをやめ、すべて国営にしていればいいのではないかと。</p> <p>今回の業法改正は今のゆがんだ損害保険業を改善するうえで非常に有意義な取り組みではあると思うが、上記の点から根本解決にはならないその場しのぎのやっつけ感を強く感じるのだからいざからにはそのような覚悟をもってしっかりとやってほしいと思う。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
185	<p>代理店に求められる体制整備関係について</p> <p>自動車ディーラーにおける損害保険代理店としての実態を踏まえると、過度な体制整備に対応することは、大きな負担増になると懸念しています。</p> <p>多くの自動車ディーラー代理店においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険募集は兼業であり、専任担当者を十分に配置できる人的余裕がない</li> <li>・近年は特に人材不足が顕著であり、限られた時間での体制整備は困難なのが現状です。</li> </ul> <p>そのような中で、監督指針案に沿った体制整備を行う場合、専門人材の確保・育成、内部規程・マニュアルの大幅な見直し、比較推奨プロセスのシステム化等が必要となり、特に中小規模のディーラーにとってはコスト増加が大きな負担になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険代理店として適切なレベルの体制整備への見直し</li> <li>・十分な経過措置期間を設け、実務対応を可能とする</li> <li>・損保会社による管理・支援をもって代替可能とする</li> </ul> <p>等を、監督指針等において明確にしていきたいと考えます。</p> <p>自動車ディーラー代理店の実情をご理解いただき、柔軟かつ実効性のある制度となるよう、ご検討をお願い申し上げます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
186	<p>・代理店経営への影響について 本改正に伴う体制整備の強化や、同時期に損害保険会社が進めている事務負担軽減を目的とした業務効率化への対応により、代理店の業務負担は増大し、それに伴うコスト増加は避けられないものと考えます。 一方で、これらの負担増に見合う収入の増加が同時に期待できる状況とは言い難く、特に中小規模代理店においては経営への影響が大きいものと懸念しております。 その結果、代理店数の減少を招き、地域における保険加入機会の低下や保険未加入者の増加につながる可能性も否定できません。 制度設計にあたっては、募集品質の向上と代理店経営の持続可能性、各業界が担う代理店の保険業務の役割についても考慮頂き、代理店減少や保険未加入者増加を招かないような基準・運用となることを強く要望いたします。</p> <p>また、今回の改正内容について、各保険会社からの説明や解釈に現時点ではばらつきがあると感じております。保険会社ごとに対応が異なることにより、代理店現場が混乱することのないよう、統一かつ分かりやすい運用指針の提示を要望いたします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
II 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止（規則第232条の2、命令第94条の2、金サ令第60条の2関係）		
187	<p>(4) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止 ・保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を規制対象に拡充について、憲法22条 営業の自由を阻害する範囲を拡大しており、改悪だと感じる。 公金を使用するわけでもなく、売り手側の企業努力によるものを健全か否かまで調査せず、一律に規制している。 そもそも、商品差を制限している保険商品に関して健全な便宜供与は認められるべき。 健全か否かを審議するべきで、対象者を決めることは間違っている 消費者のリテラシー向上にまず務めるべきであり、AI活用や商品差別化で営業自由を損なわずに市場を健全化できる余地があることをまずは検討してみてもは？</p>	<p>今般、保険商品・サービスの内容等に基づく競争環境の実現等を趣旨として、保険業法改正を行ったものです。ここでの禁止対象は、「取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」であり、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者に対して、一律に全ての便宜供与を禁止するものではありません。 その他の御意見については、貴重な御意見として承ります。</p>
188	<p>(4) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止についてです。 以前から指摘されていましたが、自動車ディーラーによる、保険加入時に特定のサービスを付与する点です。実態を書きますと、ディーラーで車を購入し、かつ保険加入すると、窓ガラス破損を年間10万円まで無料とか、バンパー傷5万円まで無料とか、自動車を購入したすべての方に付与なら分かりますが、保険加入者だけにこのサービスを付与することは、上記の過度な便宜供与にあたりませんか？また保険会社がディーラー専用の自動車保険パンフを作成していることも、過度な便宜供与にあたりませんか？他の保険代理店と公平公正な保険契約とは言えません。(ディーラーで同内容な契約をすると、免責設定が出来るため、差が生まれます。)この点も改正時に指導をお願いします。</p>	<p>保険契約者等に対する「特別の利益の提供」に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①に照らして判断される必要があります。 また、保険代理店に対する過度の便宜供与に該当するかは、監督指針Ⅱ-4-2-12を踏まえて判断される必要があります。</p>
189	<p>第300条第1項第5号(特別の利益の提供)について 令和7年5月30日成立の保険業法改正において、保険業法300条1項5号に「物品の購入」「役務の提供」が追加されたが、保険仲立人が保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に対して行う「物品の購入」「役務の提供」が取引上の社会通念に照らして相当であると認められないものとなる場合とはどのような場合が想定されるのか。 保険仲立人にも準用される改正監督指針案Ⅱ-4-2-2(8)①においても、 ア(イ)当該取引が、保険会社又は保険募集人の事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっていないか。 ア(ウ)当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか。 とはしているものの、「必要性」や「過大」さをどう評価するのか、「著しく不合理」の「著しく」をどのように評価するかは依然不明確となっている。</p>	<p>保険契約者等に対する「特別の利益の提供」に該当するかは個別事例ごとに、監督指針に照らし、実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、保険仲立人が保険契約の媒介を行うことと引き換えに、保険契約者と密接な関係を有する者(企業)の販売する物品を不必要なまでに大量に購入することや、保険契約者のグループ企業に対して過度に役務を提供するような事例が考えられます。</p>
190	<p>・第232条の2 保険会社又は保険募集人は、Ⅱ-4-2-2(8)①に照らして、社会通念に照らし相当であると認められない取引等ではないことを前提として、以下の対応は法違反とはならないという理解でよいか。 ・保険募集を行うに際し、あらかじめ保険契約者若しくは被保険者の密接な関係者との取引の有無を確認しないこと ・取引等を行うに際し、あらかじめ当該取引の相手方が保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者に該当するか否かを確認しないこと</p>	<p>当該取引等が、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①に照らして、社会通念に照らし相当であると認められないもの等ではないという前提の下で、御理解のとおりです。</p>
191	<p>・第232条の2第1項第1号 ここでいう「当該法人と実質的に同一と認められる者」とは具体的にどのような者を想定しているか、確認したい。</p>	<p>「当該法人と実質的に同一と認められる者」については、例えば、役員又は使用人が、当該個人として利益を得ることが実質的に当該法人が利益を得ることとほぼ同一とみなすことができる者を想定しているものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
192	<p>・規則案 232条の2の第1号の「当該法人と実質的に同一と認められる者」をどのように判断するのか。また、同号の「使用人」は実質的意味の使用人(商業使用人)であるとしたら、その時点で「当該法人と実質的に同一と認められる者」であることはありえないのではないか。それとも、保険業法では「使用人」は役員でないかどうかで形式的に判断するのか。</p>	<p>御質問の趣旨が明らかではありませんが、「当該法人と実質的に同一と認められる者」については、例えば、役員又は使用人が、当該個人として利益を得ることが実質的に当該法人が利益を得ることとほぼ同一とみなすことができる者を想定しているものです。</p>
193	<p>・第232条の2 取引等の相手方が、保険契約者若しくは被保険者又は上記内閣府令で定める者に該当しない場合(例えば、①保険契約者又は被保険者が法人である場合に、保険契約者又は被保険者の関連法人、②保険契約者又は被保険者が個人である場合に、保険契約者又は被保険者の親族、等)であっても、規則第234条第1項第1号により、何らの名義によってするかを問わず、法第300条第1項第5号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為は禁止されると理解しておりますが、認識相違ないでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
<p>Ⅲ 保険仲立人の活用促進に向けた対応等(規則第117条、規則第212条の6、規則第220条)</p>		
194	<p>施行規則改正案第220条第4項第3号について 法第294条第1項(情報の提供)について 保険業法294条1項違反については、2016年5月29日付業法改正時の施行規則に関するパブコメ(12、13から16)において、件数にかかわらず届出が必要との回答が示されていることは認識しているが、不祥事件届出該当としての保険業法294条1項の情報提供義務違反については、「保険契約者等の保護」の観点から、単純に外形的な違反(重要事項説明書の未交付等)だけで判断するのではなく、実質的な情報提供の状況に基づく判断は可能か。 例えば、顧客苦情等を契機として、保険業法307条1項3号後段違反としての「話法相違・説明不十分」が判明したときに、同時に保険業法294条1項の情報提供義務違反も問う、あるいは、主に新規契約について、契約概要と注意喚起情報やそれに代わる資料を交付せず、苦情があり契約取消になったケースなど、著しく契約者保護に欠ける行為は不祥事件に該当する可能性がある、といった考え方は可能か。 法第294条の2(顧客の意向把握等)について 2016年5月29日付保険業法改正時の施行規則に関するパブコメ(12、13から16)においては、保険業法294条の2違反については、件数にかかわらず届出が必要との回答が示されていることは認識しているが、不祥事件届出該当としての保険業法294条の2の意向把握・確認義務違反については、「保険契約者等の保護」の観点から、単純に外形的な違反(意向把握・確認書面の不備)だけで判断するのではなく、実質的な意向把握・確認の状況に基づく判断は可能か。 例えば、保険業法307条1項3号後段違反としての「了解不十分」「話法相違・説明不十分」が判明したときに、同時に保険業法294条の2の意向把握・確認義務違反も問う、あるいは、契約者に意向を確認する機会を与えず、その結果として契約取消や大幅な条件変更が発生した場合には、不祥事件に該当する可能性がある、といった考え方は可能か。</p>	<p>保険業法等の法令違反がある場合には、ご指摘の法第294条第2項、第294条の2の規定に違反する行為がある場合を含めて不祥事件届出が必要となりますので、届出の要否については法令等に照らして適切に判断する必要があると考えます。 なお、規則第220条第4項第6号においては、保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、規則第220条第4項第1号から第5号までに掲げる行為に準じるものに該当する行為を行った場合についても、届出が必要となる点にご留意ください。</p>
195	<p>規則第117条の改正案は、第3項を新設するものであり保険契約者による海外直接保険販売の許可申請に係る事務負担を軽減するものです。そのため、今後、こうした申請件数の増加が見込まれます。保険業法第186条については、保険契約者の保護を最優先に考え、引き続き公正かつ適法な審査が行われるものと承知しております。第186条の適正な運用を確保し、保険契約者保護の更なる推進を図る観点から、以下のとおり意見を申し上げます。 保険会社には、それぞれ独自の引受方針があり、専門的な引受能力を提供している会社も存在します。オフショアでの付保よりも前に、日本の規制枠組みの下で、適切な業務運営のために投資を行っている保険会社を十分に活用する方が、これまでの日本政府の政策に合致していますし、保険契約者保護の観点からも優れた解決策となると考えます。 国内市場の空洞化を防ぐためにも、ある商品が国内で手配可能かどうかを判断する際には、独自の引受ノウハウやキャパシティを持った外資系保険会社にも照会を行ったかどうかを考慮に入れていただくようお願いしたいと考えています。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。なお、海外直接付保規制の許可については、法第186条第3項の要件に照らして判断しております。</p>
196	<p>規則の第212条の6に第4号が加えられ、海外直接付保につき保険仲立人が関与できる保険契約の範囲が拡大しましたが、そこで規定されている保険業法第186条第2項の規定によれば、「日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約」となっており、保険種目についての制限は設けられていません。従って、法に従い許可を得られることを前提に、保険種目に関わらず、保険仲立人が海外直接付保契約の募集ができるようになると思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>規則第212条の6第4号に規定する「保険契約」については、その保険種目に限定はなく、法第186条第2項の規定による許可に係るすべての保険契約について、保険仲立人が保険募集を行うことができるものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
197	<p>施行規則改正案第220条第4項第4号について            保険会社、保険募集人の場合、規則85条8項4号において、「現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の1件当たり100万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)」と規定しているが、保険仲立人の場合、1件当たりの金額を設定せず、「保険仲立人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」としている理由は何か。また、「当該業務の管理上重大な紛失」かどうかの判断は当該保険仲立人に委ねられていると考えて良いのか。</p> <p>施行規則改正案第220条第4項第6号について            「その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為」とは抽象的かつ非常に広範な表現であることから、保険仲立人において該当する行為・範囲をご例示いただきたい。</p> <p>例えば、「前各号に掲げる行為」に含まれる保険業法第307条第1項第3号では、「この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。」と定められ、前段部分、後段部分にそれぞれ直接的に該当する行為が想定できる一方で、「この法律に違反したとき」の範囲を拡大し、保険業法294条の3第2項において求められる体制整備義務への違反や、保険業法303条(帳簿書類の備付け)、法304条(事業報告書の提出)に関する違反なども不祥事件に該当することになるのか。</p>	<p>1点目については、規則第85条第8項第4号においても、「現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。)」のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」と規定されています。また、「当該業務の管理上重大な紛失」かどうかを含め、不祥事件届出の可否については、保険仲立人が、法令等に照らして適切に判断する必要があります。</p> <p>2点目については、「その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為」に該当するかどうかについては、個別具体的な事案に即して判断する必要がありますため、一概にお示しすることは困難です。また、保険仲立人が、法令違反に該当する行為を行った場合には、不祥事件届出が必要となります。</p>
198	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則212条の6で、法186条2項の規定による許可に係る保険契約について保険仲立人が取り扱えることが規定されたが、WTO協定では、日本はその締結の当初から、「海外直接付保が可能な保険」の限度で、保険の仲介(intermediary)サービスの提供について、クロスボーダー取引(いわゆる「モード1」の取引)の自由化を約束していたのであり、外国保険業者の役員・従業員が、かかる「海外直接付保が可能な保険」について外国から電話やネットで勧誘したり、日本に訪れて勧誘すること自体は、旧外資法時代には特段の制限規定が設けられていなかったという沿革を鑑みても、許容されているということを確認させていただきたい。</li> </ul>	<p>今般、規則において、法第186条第2項の規定に基づく許可に係る保険契約の媒介を保険仲立人が行うことができるように規定したものです。</p> <p>なお、外国保険業者が、海外直接付保の例外事由に該当しない保険契約を締結する場合においては、法に即して適切に対応する必要がありますと考えます。</p>
199	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則案 220条1項3号の「その他の事項」として何をご想定か。「参考となるべき事項」等の一定の枠を明確化した方が、仲立人にとってやりやすいのではないかと(「その他の事項」では漠とすぎている)。</li> <li>規則220条3項の「発生したことを知った」とは、「保険仲立人は」といえる程度の主体が知ったといえるかを個別に判断するという理解でよいか。</li> <li>規則220条4項1号の「保険仲立人の業務を遂行に際して」について「際して」とあるため、犯罪行為自体が業務行為である必要はない、という理解でよいか(例えば、営業行為中の交通事故(自動車運転過失致死傷)とか、営業行為の行き帰りの移動中の窃盗も含まれるという理解でよいか)。</li> </ul>	<p>1点目について、規則第220条第1項第3号の「当該不祥事件の概要その他の事項を記載した届出書」は、監督指針における別紙様式第5号を指しており、ご指摘の「その他の事項」は当該様式における記載事項を意味しているため、明確なものになっていると考えます。</p> <p>2点目については御理解のとおりです。</p> <p>3点目については、「保険仲立人の業務を遂行するに際して」の判断について、前半の「犯罪行為自体が業務行為である必要はない」とことはご理解のとおりです。一方で、当該判断は、個別具体的な事案に即して判断するため、一概にお示しすることは困難です。</p>
200	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則220条4項1号の「犯罪行為」について、例えば、業務に際して保険仲立人の文書を偽造すれば該当し、事後的に会社が追認しても該当性は否定されないという理解でよいか。</li> <li>規則220条4項6号の「その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為」について、個別の問題行為を内部管理すべき、内部統制システムの重大な不全を背景とした不作為という「行為」を含むという理解でよいか。</li> <li>規則220条1項3号の「届出義務」について、民事上の消滅時効の規定を類推適用して、届出義務の消滅がある可能性があるという理解でよいか。例えば、10年前の事件等、帳簿の保存義務がない事項については、報告が困難な場合があると思われる。最終的には場合によるという理解であれば、それもご教示いただきたい。</li> </ul>	<p>1点目については、ご指摘の状況の詳細が明らかではなく、お答えすることは困難です。</p> <p>2点目については、規則第220条第4項第6号の判断は、個別具体的な事案に即して判断するため、一概にお示しすることは困難です。</p> <p>3点目については、改正法第290条において、「保険仲立人」は遅滞なく届出を行うことが義務付けられており、監督指針V-7-(2)-②において「不祥事件の発生を知った日から30日以内」に提出することとしています。なお、法においては届出義務の時効は設けられておらず、民事上の規定を類推適用することとはしていません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
IV. その他		
201	<p>・ 規則案1条の2の3は、従前の条ズレ改正対応がなされていなかったことに伴う改正という理解でよろしいか。</p> <p>こうした号ズレ対応は、改正の直接の目的と関連性がなくても、随時の改正において対応規定することが可能という理解だが、そのような理解でよろしいか。</p>	いずれも御理解のとおりです。
202	<p>(自動車保険・兼業代理店の実務現場から)</p> <p>本府令案は顧客保護の強化を目的としているものと理解するが、特に自動車保険分野においては、実務現場の実態との乖離が大きく、結果として顧客不利益を招くおそれがある。</p> <p>自動車保険は国民生活における基礎的なリスク移転手段であり、事実上の生活インフラである。過度な募集規制により募集活動が萎縮すれば、保険加入そのものを断念する消費者が増加し、付保率の低下や無保険車両の増加といった社会的リスクを招きかねない。これは海外において既に顕在化している問題でもある。</p> <p>もともと自動車保険は年齢条件や車種等を基礎とした比較的単純な商品であったが、金融緩和と政策の下で商品多様化・特約の高度化が促進され、商品構造は著しく複雑化した。その一方で、説明義務や管理義務のみが募集現場に集中して課されており、制度設計として均衡を欠いている。</p> <p>金融商品として考えた場合、株式購入時に証券会社が市場に存在する全銘柄を比較・推奨する義務が課されていないのと同様、保険募集においてのみ過度な比較・説明を求めることは、金融商品間での規制の不整合を生じさせる。</p> <p>また、本府令案の検討にあたり、実際に募集現場で顧客説明を行った経験を有する者の意見が、どの程度反映されているのか疑問がある。自動車保険の約款や特約を顧客が理解する水準まで説明するには、一件当たり数十分から一時間を要し、場合によっては実質的に一日を要した事例もある。説明義務の拡充が必ずしも顧客理解の向上に直結しない点は、現場では常識である。</p> <p>さらに、いわゆるビッグモーター事案は、保険募集の在り方ではなく、保険金詐取等の刑事的性格を有する不正行為であり、個別の不正事案と一般的な募集規制を混同すべきではない。</p> <p>代理店手数料についても、高水準を前提とした議論が見受けられるが、地域密着型や小規模事業者では手数料は引き下げられており、利益よりも地域顧客の方が一を考えて募集を継続している事業者も多い。加えて、保険会社主導のキャッシュレス化に伴うカード手数料等が代理店手数料から控除されている現状は、負担の帰属として合理性を欠く。</p> <p>要望事項</p> <p>自動車保険を生活インフラとして位置付けた上での制度設計を行うこと</p> <p>募集現場の実務経験者の意見を制度設計に反映させること</p> <p>説明義務について形式的・画一的運用とならない配慮を行うこと</p> <p>実務上の説明可能性を前提とした義務内容の再検討を行うこと</p> <p>刑事的性格を有する不正事案と募集規制を明確に峻別すること</p> <p>規制強化による付保率低下の社会的影響を検証すること</p> <p>地域密着型・小規模代理店の実態を踏まえた配慮を行うこと</p> <p>代理店手数料に関する実態を踏まえた議論を行うこと</p> <p>キャッシュレス化に伴うコスト負担の合理的な整理を行うこと</p> <p>顧客保護の実質を損なわない観点から本府令案を再検討すること</p>	貴重な御意見として承ります。
203	<p>今回の改正は非常に影響が大きく、保険代理店の負担は率直に申し上げて大変厳しいと感じています。</p> <p>当社は現場(第一線)、保険部(第二線)の態勢を整え整備中ではありますが、内部監査部門(第三線)の態勢・人材の確保が課題です。</p> <p>また、お客さま本位の業務運営が第一であるということは認識していますが、改正対応のコストを考えると保険収益確保も重要であると考えております。</p> <p>比較推奨販売については、ハ方式からロ方式への移行を考えていますが、将来的には専属代理店になることも検討せざるを得ないと考えます。</p>	貴重な御意見として承ります。

(注1)原則として改正後の規則、命令及び金サ令における条文番号を用いています。

(注2)提出されたご意見等につき、複数の改正項目に対するご意見等が含まれているものは、それぞれの項目に分割して掲載しています。